

宝塚市パークマネジメント 計画等審議会

第2回審議会 資料説明

日時 令和6年7月29日（月）
午後1時～
宝塚市役所 4F 政策会議室

本日の流れ

1. 開会

2. 議題

(1) 第1回作業部会、第2回審議会における到達目標

- ① 第1回作業部会、第2回審議会における到達目標 (資料1、2)

(2) 報告事項について

- ① 市内の公園等に対する市民意向の把握結果報告 (資料3及び同別紙)
- ② 公園等の充足状況分析結果報告 (資料4及び同別紙)

(3) 主な審議事項について

- ① 公園等の整備、管理運営方針の概要 (資料5及び同別紙)
- ② 公園区計画の位置づけや内容等について (資料6及び同別紙)
※公園区計画のモデル地区選定方法については決議事項
- ③ 街路樹管理計画の項目概要案、街路樹現況調査の実施計画 (資料7、8)
※街路樹現況調査方法については決議事項

(4) 関連事項について

- ① 都市計画見直しガイドライン(案)の構成方針 (資料9)
- ② 公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針 (資料10)

3. 閉会

第1回作業部会 開催報告

■実施概要

実施日	令和6年6月28日（金）午後2時～
会場	宝塚市役所 3B会議室
参加者	（委員） 赤澤宏樹：兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 環境計画部門 教授（※） 梶木典子：神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授 竹田和真：大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 准教授 上町あずさ：武庫川女子大学 建築学部 景観建築学科 教授 ※作業部会長は宝塚市パークマネジメント計画等審議会会長が兼務
検討事項 ※審議会の項目と共通	（1）作業部会・審議会の内容及び到達目標 ・第1作業部会、第2回審議会における到達目標 （2）報告事項について ・市内の公園等に対する市民意向の把握結果報告 ・公園等の充足状況分析結果報告 （3）主な審議事項について ・公園等の整備、管理運営方針の概要 ・公園区計画の位置づけや内容等について ・街路樹管理計画の項目概要案、街路樹現況調査の実施計画 （4）関連事項について ・都市計画見直しガイドライン（案）の構成方針 ・公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針
指摘事項	※後段の各報告・審議事項の冒頭スライドに主要なご意見を掲載

(1) 第1回作業部会、第2回審議会における到達目標

①第1回作業部会、第2回審議会における到達目標

(資料1、2)

(1) 第1回作業部会、第2回審議会における到達目標

① 第1回作業部会、第2回審議会における到達目標 (資料1、2)

■ 審議のポイント

- ・ 今回の審議会における全体的な流れ、今後の審議会等の予定の確認
- ・ 報告事項、主要審議事項、関連事項における各到達目標の確認

1. 各会議の位置づけと想定する到達目標について

資料1

項目		概要	審議のポイント
報告事項	現状把握、ニーズ把握等	市内の公園等に対する市民意向の把握結果報告	・ 市民意向アンケートについて調査方法や結果の概要について確認 ・ 市民意向は、パークマネジメント計画や公園区計画の検討の基礎的な参考情報に位置づけられる重要な要素となる
		公園等の充足状況分析結果報告	・ 定量的なデータにもとづき実施した、市内の公園等の充足状況、地域特性に関する状況把握の方法や結果の概要について確認 ・ 充足状況は、パークマネジメント計画や公園区計画の検討の基礎的な参考情報に位置づけられる重要な要素となる
主要審議事項	公園等の整備、再編・再配置の方針検討	パークマネジメント計画の骨子案	・ 計画検討に向け、骨子案等の構成や内容イメージが適切であるか等の審議 ・ とくに、<u>基本目標や基本方針の内容について確認</u>いただく
	公園区計画（案）の作成	公園区計画の目的、構成案	・ 公園区計画の検討に向け、構成や内容イメージが適切であるか等の審議 ・ とくに、<u>今後行うモデル地区検討の候補地区選定の考え方や選定方法について確認</u>いただく
		モデル公園区の選定方法案	
	街路樹管理計画の検討	街路樹管理計画の骨子案	・ 街路樹管理計画の検討に向け、構成や内容イメージが適切であるか等の審議 ・ とくに、<u>今後行う街路樹現況調査の考え方や調査方法について確認</u>いただく
		街路樹の現況調査方法案	
関連事項	都市計画公園見直しガイドライン（案）の作成	都市計画公園見直しガイドライン（案）の構成方針	・ 各項目の具体的検討に向け、構成や内容イメージが適切であるか等の審議
	公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討	公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針（素案）	・ 各項目の具体的検討に向け、構成や内容イメージが適切であるか等の審議

今後の審議会・作業部会における 審議・検討の流れ（案）

資料2

凡例）**審議**：審議会において内容の決定を実施
確認：審議会において必要に応じ検討を実施
報告：審議会において結果を報告

開催時期 審議会	令和6年2月 第1回審議会	7月29日 第2回審議会	10月中旬 第3回審議会	12月下旬 第4回審議会	3月下旬 第5回審議会	令和7年度
現状把握、ニーズ把握等	現状把握、ニーズ把握等の方法について 審議	現状把握、ニーズ把握等の結果について 報告	（計画素案で掲載）	（修正素案で掲載）	（計画案で掲載）	—
公園等の整備、再編・再配置の方針検討	パークマネジメント計画の目的や構成について 審議	骨子案について 審議	計画素案について 審議	計画の修正素案について 審議	計画案について 審議	計画の成案化に向けた検討・審議
公園等の管理運営方針検討（市民協働手法）		公園等の管理運営方針の検討目的について 確認		管理運営方針の検討案について 確認		管理運営方針の実践に向けた検討・審議
公園区計画（案）の作成		公園区計画の目的や作成方法等について 審議	公園区計画（概要案）作成について 審議	公園区計画（詳細案）作成について 審議	公園区計画の案について 報告	モデル公園区以外における公園区計画作成に向けた検討・審議
公園区モデル事業の検討		モデル公園区の選定方法等について 審議	モデル公園区の選定状況について 報告	モデル事業の実施状況について 報告	モデル事業の実施状況について 報告	モデル事業実践に向けた検討・審議
街路樹管理計画の検討	街路樹管理計画の目的や構成について 審議	骨子案について 審議	計画素案について 審議	計画の修正素案について 審議	計画案について 審議	計画の成案化に向けた検討・審議
街路樹の現況調査		現況調査の方法について 審議	現況調査結果について 報告 （速報）			—
都市計画公園見直しガイドライン（案）の作成		ガイドライン案の作成目的等について 確認		ガイドライン案について 確認		見直しの実施に向けた検討・審議
開発提供公園のあり方や公園開発協力金制度の検討			提供公園のあり方等の 検討 目的などについて 確認	あり方等の具体的内容について 審議	あり方等の具体的内容（修正案等）について 審議	あり方等実現に向けた検討・審議
公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討		包括管理委託の 検討 目的等について 確認	事業スキーム等について 審議	事業スキーム等の修正内容について 審議	包括管理委託導入に向けたサウンディング等調査の方法等について 審議	サウンディングの実施、包括管理業務委託導入に向けた検討・審議
シビックゾーン魅力向上に向けた Park-PFI 等民間活力導入手法の検討（※庁内における検討状況により右の検討・審議の実施時期等が変更になる見通し）					民間活力導入に向けたサウンディング等調査の方法等について 審議	サウンディングの実施、民間活力導入手法の検討・審議

（２）報告事項

① 市内の公園等に対する市民意向の把握結果報告 (資料3及び同別紙)

(2) 報告事項

① 市内の公園等に対する市民意向の把握結果報告

(資料3及び同別紙)

■第1回作業部会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《目的なく利用できる公園》

- 公園を利用するのに目的がなくてもよい。何もしないために行く公園があってもよい。自由に利用してもらえるような広場状の公園整備もあるのではないか。

《市民協働の取組への参加意向》

- 全体の9割にも達する参加意向がない方が、なぜ意向がないのかを考えないといけない。みどりに興味がない人に向けては、①まちとみどり、②みどりと市民をつなげることが重要と思う。

■審議のポイント

- 市民意向アンケートについて調査方法や結果の概要について確認
- 市民意向は、パークマネジメント計画や公園区計画の検討の基礎的な参考情報に位置づけられる重要な要素となる

市民意向把握調査の概要

資料3

1) 調査の種類、対象、目的

今後行うパークマネジメント計画や公園区計画、街路樹管理計画の検討における現状把握や今後の事業等の参考とするため、市民や市民団体等が公園等に対して持っている認識、利活用に対するニーズ等を把握する、市民向け、子ども・子育て層向け、団体向けの3種類のアンケート調査を実施した。

2) 調査方法・回収状況

調査の種類	方法	配布枚数	回収数	回収率
市民向けアンケート	郵送調査（郵送調査・郵送回収） Webフォームでの回答も可 （調査票にQRコード記載）	2,000	808	40.4%
子ども向けアンケート	アンケート依頼用紙を配布し、 Webフォームでの回答	5,650	2086	36.9%
子育て層向け アンケート		7,163	1749	24.4%
団体向けアンケート	郵送調査（郵送調査・郵送回収） Webフォームでの回答も可 （調査票にQRコード記載）	140	67	47.9%

< 調査期間 >

原則、次の24日間を調査期間とした。令和6年3月18日(月)～4月12日(金)
(※子育て層向けアンケートのみ4月24日(水)まで回答期限を延長)

市民向け、子ども・子育て層向けアンケート 設問項目の構成

資料3

※調査対象により設問構成は一部異なります。（以下は主な項目）
調査票見本は、資料3別紙の216ページ以降をご参照ください。

（1）公園の利用状況

利用頻度、利用の目的、よく利用する公園、利用しない理由

（2）公園の整備・管理状況に関する評価や要望

お住まい周辺の公園の整備・管理状況に対する満足度、望ましい公園像

（3）公園等の今後のあり方・公園づくりの進め方に関する意見

公園間の機能分担、公園利用のローカルルール、民間事業者等との連携

（4）狭小公園（※）について（※1000㎡未満の公園）

狭小公園の利用状況、使い勝手等に関するご意見、今後のあり方

（5）街路樹の整備・管理状況に関する評価や今後のあり方

街路樹の整備・管理状況に対する満足度、今後の管理に関するご意見

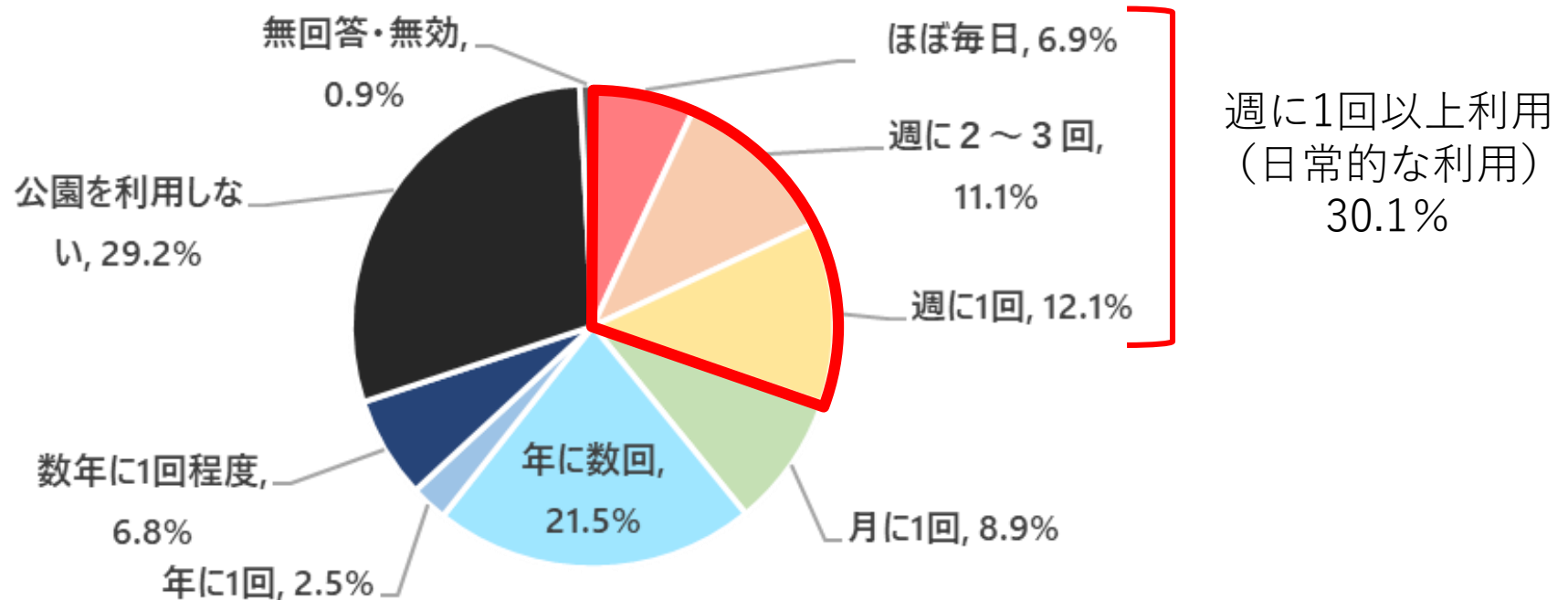
（6）公園・街路樹管理における市民協働の取組に関する参加状況や意見

これまでの参加状況や今後の意向、参加したくない理由

(1) 公園の利用状況

資料3

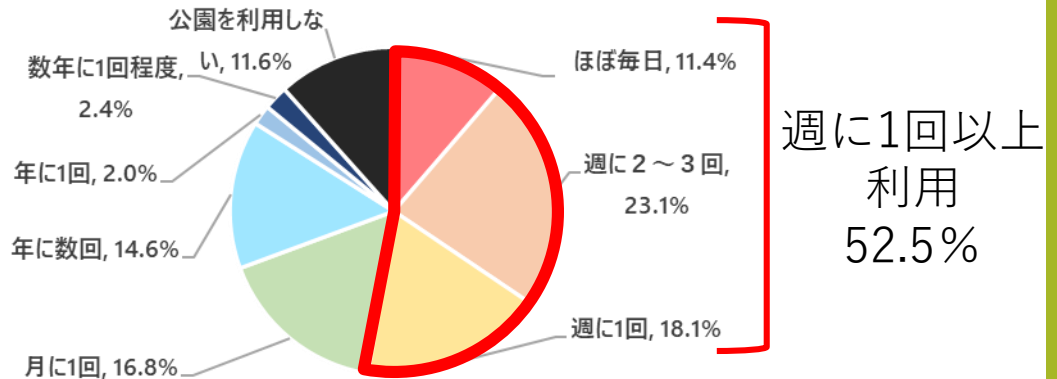
- 日常的に公園を利用する市民は3割程度に留まり、「公園を利用しない」等の市民が多い。



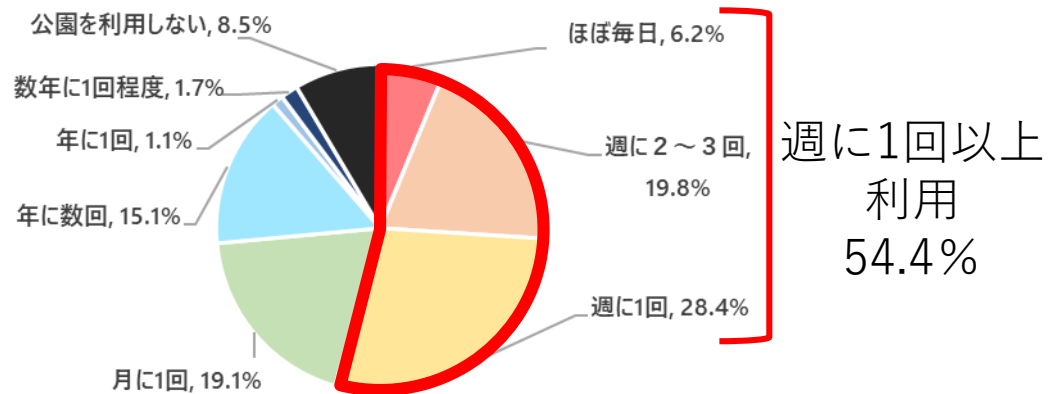
(1) 公園の利用状況

資料3

- 子ども・子育て層は5割以上の方が住まい周辺の公園を日常的に利用している。子どもは「友だちと遊びに行く」が多いが、小学2年生は「家族と遊びに行く」との意見も多い。



子どもの公園利用頻度

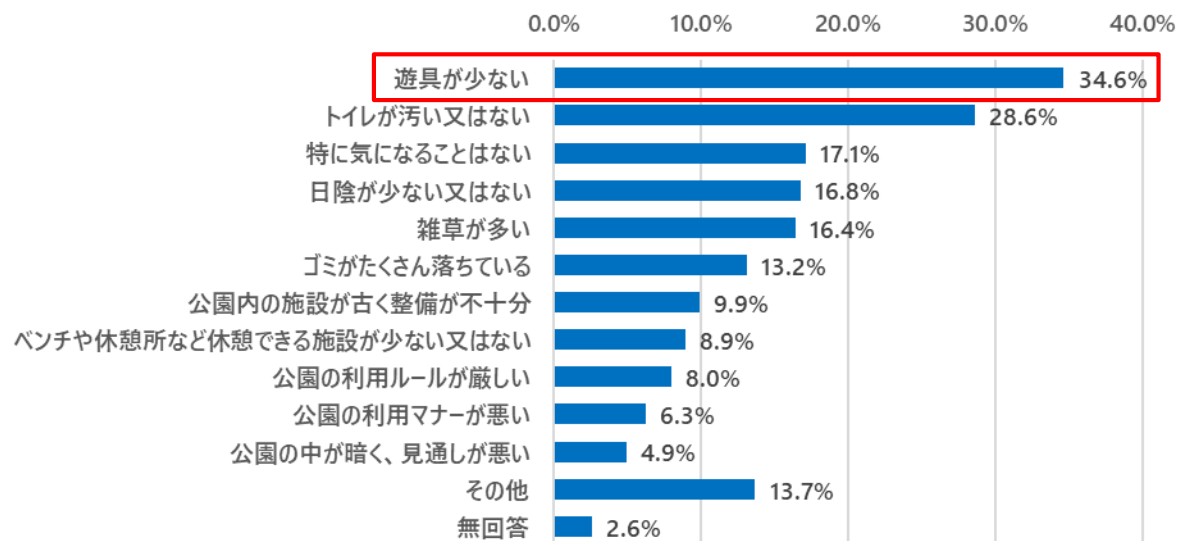


子育て層の公園利用頻度

(2) 公園の整備・管理状況に関する 評価や要望

資料3

- 市民全体からは、幼児が遊べる遊具やグラウンド・広場、休憩場所等の満足度が高いほか、管理状況についてはおしなべて満足等の意見が多い。
- 子ども・子育て層は、「遊具の少なさ」を不満とする意見が多い。

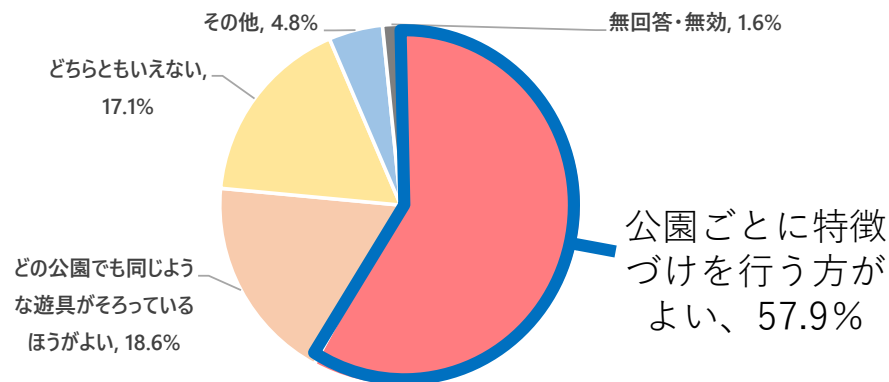


公園について気になること（子育て層）

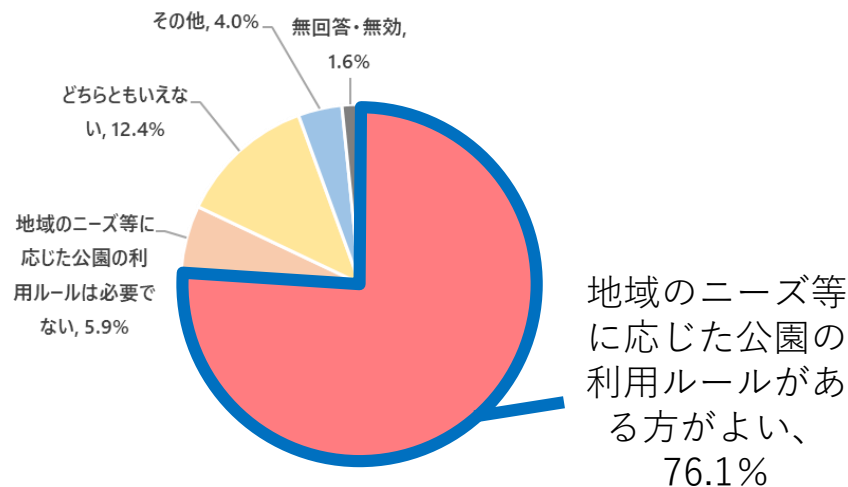
(3) 公園等の今後のあり方・公園づくりの進め方に関する意見

資料3

- 公園の特徴づけ（機能設定）やローカルルール、民間活力の導入による既存公園の有効活用に係る方策は、いずれも肯定的な意見が多いが、その他意見ではローカルルールの公平な検討や行政主導の民活導入等の付帯意見も示されている。
- なお、公園の特徴づけにおいては、公園に期待する役割やローカルルールの導入とあわせ、地域の特性やニーズを踏まえた特色ある公園づくりを進めることが重要であることがうかがえる。



公園の特徴づけを行うことへの賛否

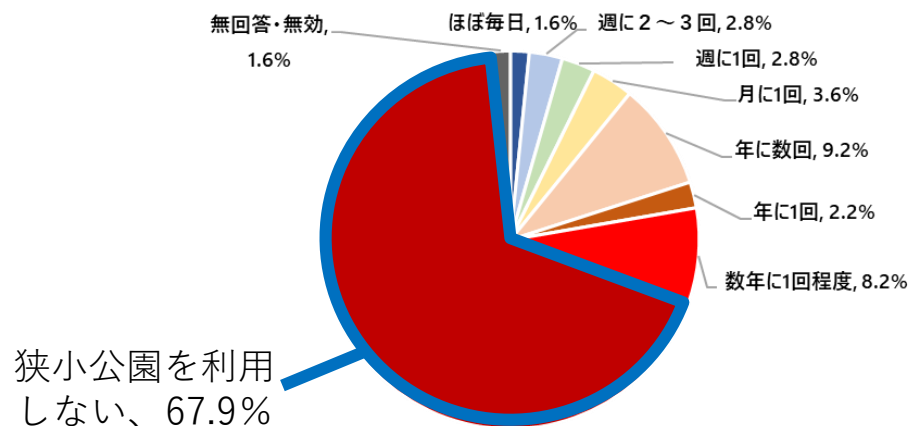


ローカルルールの導入への賛否

(4) 狭小公園の扱いについて

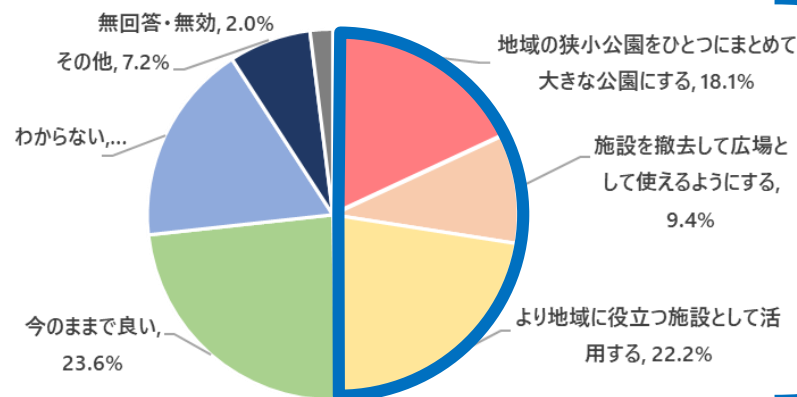
資料3

- 1000㎡未満の狭小公園は、一般的な公園よりも利用頻度は低く、利用者は限られている。このことを背景に、「使われていない」「使い勝手が悪い」等の否定的な認識をもつ市民が少なくなく、統廃合や広場としての活用など課題の改善を求める意見は、回答者の半数近くにのぼる。



狭小公園の利用状況

- ただし、狭くても地域の貴重なオープンスペースであり、継続的な活用を望む市民も一定数存在し、幼児用の遊び場など公園の特性に対応した活用を図るなど、地域ニーズを踏まえた検討が重要である。



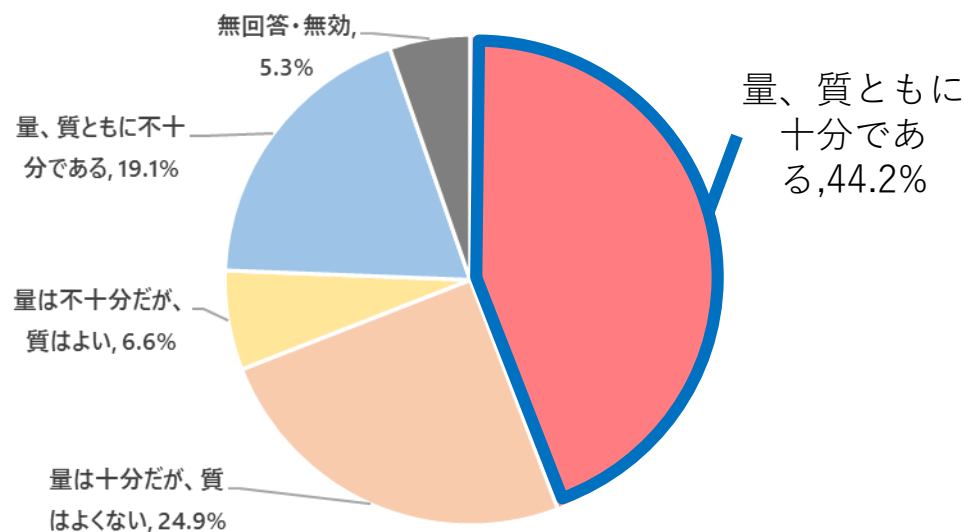
狭小公園のもつ課題の改善を求める意見
合計 49.7%

狭小公園の今後の扱いに関する意見

(5) 街路樹の整備・管理状況に関する評価 や今後のあり方

資料3

- 街路樹について、「量、質ともに十分」という認識の市民が多く、街路樹の現状について肯定的な認識をもつ市民が多い。ただし、「木の根で段差ができて
いる」等の交通支障に関する課題認識のほか、落ち葉・花びらの散乱や毛虫の発生等の認識をもつ市民も少なくない。

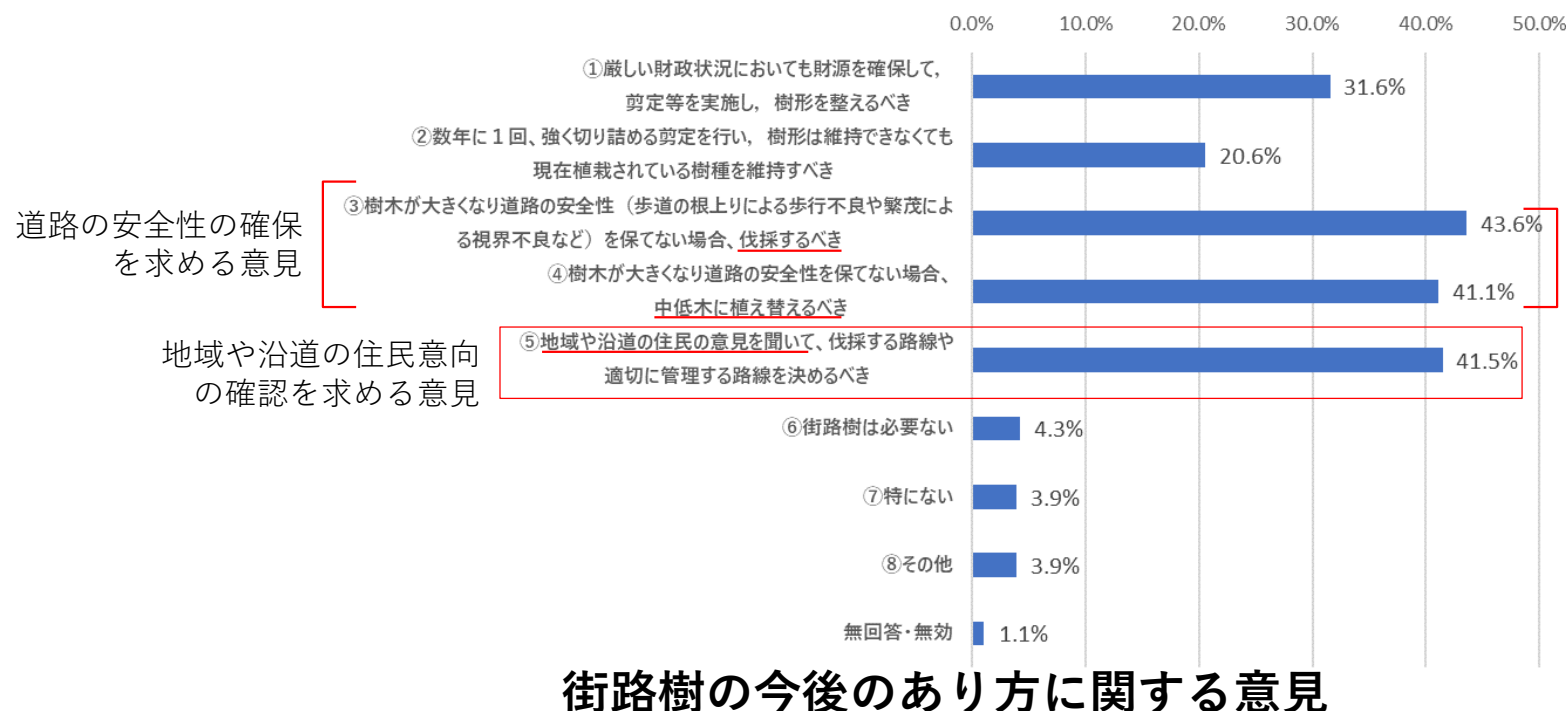


街路樹の整備・管理に関する評価
(全体評価)

(5) 街路樹の整備・管理状況に関する評価 や今後のあり方

資料3

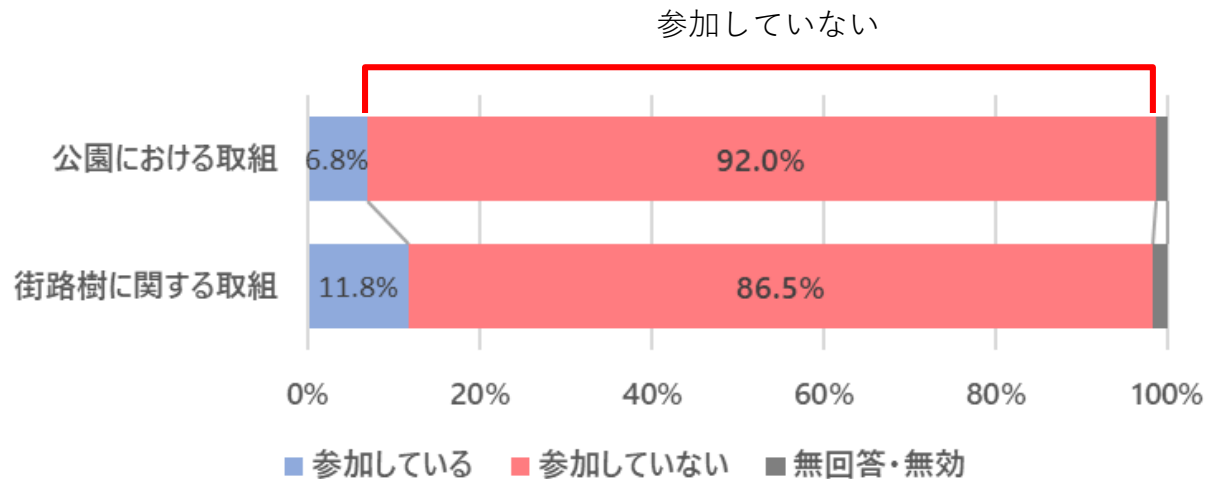
- 街路樹の今後のあり方として、「道路の安全性が保てない場合、伐採すべき、中低木に植え替えるべき」等との意見が多く、「伐採する路線等については地域の意見を聞くべき」との意見も多い。



(6) 公園・街路樹管理における市民協働の取組に関する参加状況や意見

資料3

- 公園、街路樹の管理に係る市民協働に、これまでに参加していたことがあるのは市民の約1割に過ぎない。

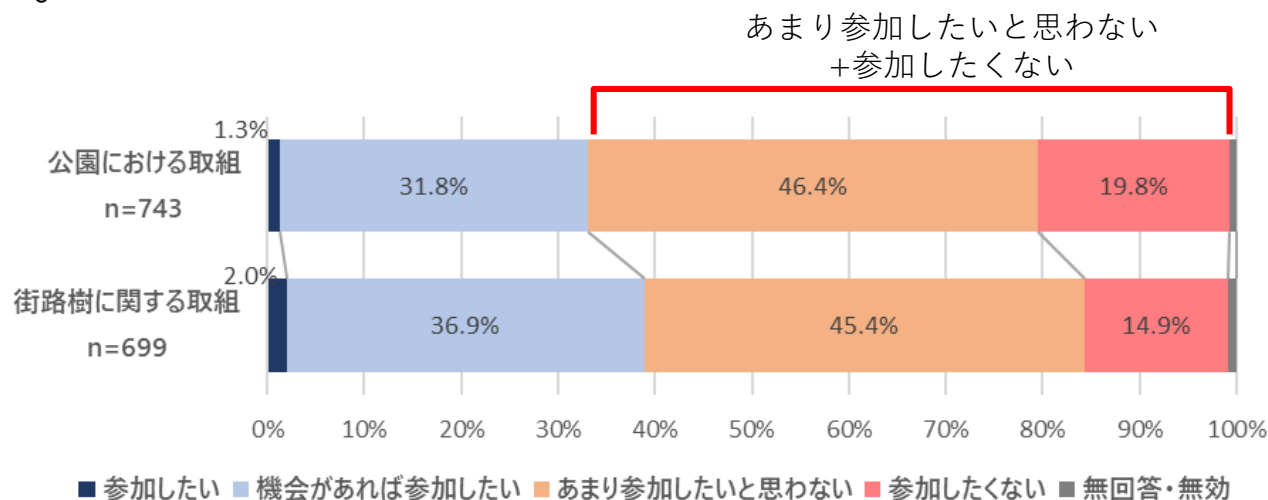


市民協働の取組の参加状況

(6) 公園・街路樹管理における市民協働の取組に関する参加状況や意見

資料3

- 参加されていない市民の今後の参加意向は総じて低く、参加意向の低さに関わる理由からも、市民協働への参加促進を図ることが容易ではないことがうかがえる。

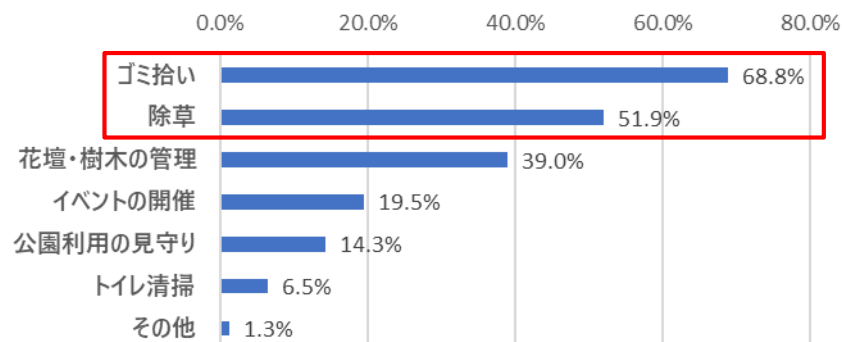


市民協働の取組への今後の参加意向

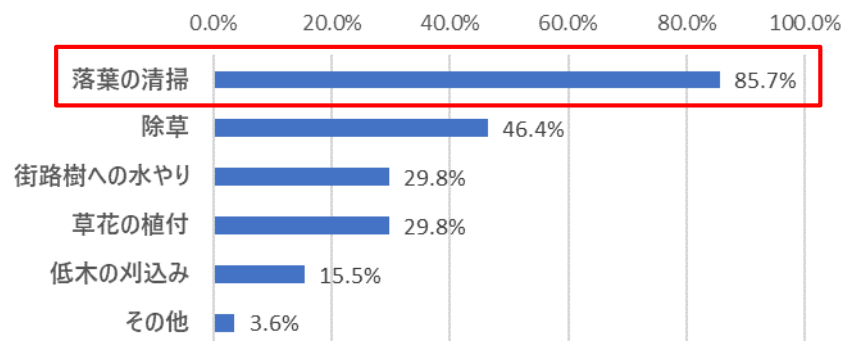
(6) 公園・街路樹管理における市民協働の取組に関する参加状況や意見

資料3

- 参加したい取組として、公園に関しては清掃や除草のほか、花壇の管理や草花の植付などがあり、みどりに親しむ活動を軸に参加促進を図る方策も考えられる。
- 街路樹に関しては除草、水やり、草花の植付などがあったが、落葉清掃が多く、気軽な清掃活動の参加促進を図る方策も考えられる。



参加したい公園での取組



参加したい街路樹管理の取組

今後の検討に向けた留意点と対応方針

資料3

- 公園等の利用状況は、子どもや子育て層などの市民は日常的に公園を利用する傾向があるものの、それ以外の市民による公園利用は限定的である。

⇒パークマネジメント計画や公園区計画の検討では、幅広い世代による公園の利活用の促進を図ることが重要となる。

- 全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや課題等に対応した利用ルールの導を望む意見が多い。また、街路樹の管理についても地域意向の確認を求める意見も少なくない。

⇒公園区計画を通じ、地域の公園や街路樹のあり方を検討するほか、公園利用のローカルルールづくりの推進を行うことが重要となる。

- 公園や街路樹管理の市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られている。

⇒公園アドプト団体など市民協働の既存の取組の支援充実に取り組むほか、多くの市民が参加しやすい仕掛けの検討、地域の団体や事業者など多様な主体が取り組むことのできる制度の検討が重要となる。

(2) 報告事項

② 公園等の充足状況分析結果報告

(資料4及び同別紙)

(2) 報告事項

② 公園等の充足状況分析結果報告 (資料4及び同別紙)

■第1回作業部会における主なご意見 (関係箇所抜粋)

※後掲《モデル地区選定における分析結果の活用》

- ・ (モデル地区選定の方法について) 総合計画等の目的や利用状況等の視点も必要ではないか。民有緑地や緑化重点地区等の視点がないことが気になっている。
- ・ 現行案では視点到不備が残る可能性があり、量的充足の不足がある箇所を避けるのはもったいない。もう少し視点のバリエーションを増やした方がいい。

■審議のポイント

- ・ 定量的なデータにもとづき実施した、市内の公園等の充足状況、地域特性に関する状況把握の方法や結果の概要について確認
- ・ 充足状況は、パークマネジメント計画や公園区計画の検討の基礎的な参考情報に位置づけられる重要な要素となる

公園等の充足状況分析の目的・対象・流れ

資料4

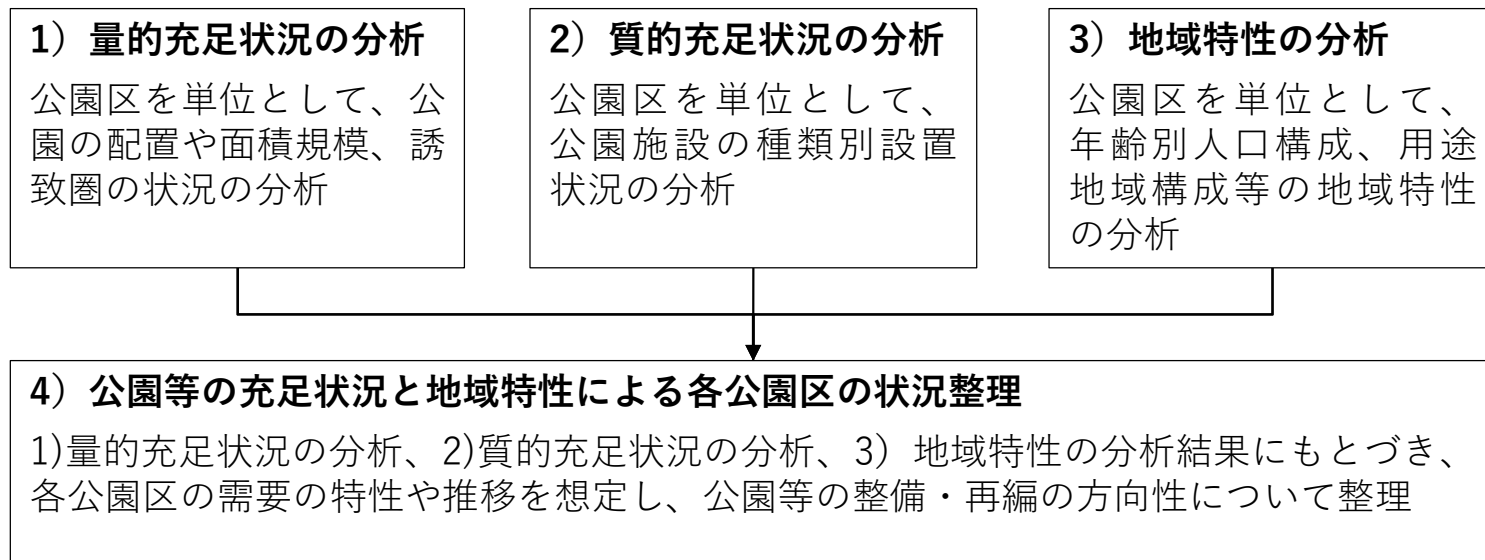
1) 分析目的

パークマネジメント計画や公園区計画の検討に向け、宝塚市全体または概ね小学校区を基本とする「公園区」における公園緑地や公園施設の整備状況やその特徴、居住者数や年齢構成、用途地域構成等の地域特性について情報整理を行う。

2) 分析対象

宝塚市が管理する都市公園336箇所、子ども遊園30箇所、合計366箇所の公園等施設。

3) 分析の流れ



(1) 量的充足状況の分析

資料4

※分析結果の概要はスライド28ページ以降でご報告

①人口一人当り公園等面積の整理

公園区ごとに人口を推定し、各公園区に位置する公園等の面積を除して、公園区ごとの人口1人当り面積の整理を行った。

公園区ごとの人口1人当り面積 =
$$\frac{\text{公園区に位置する公園等の合計面積}}{\text{公園区の推定人口}}$$

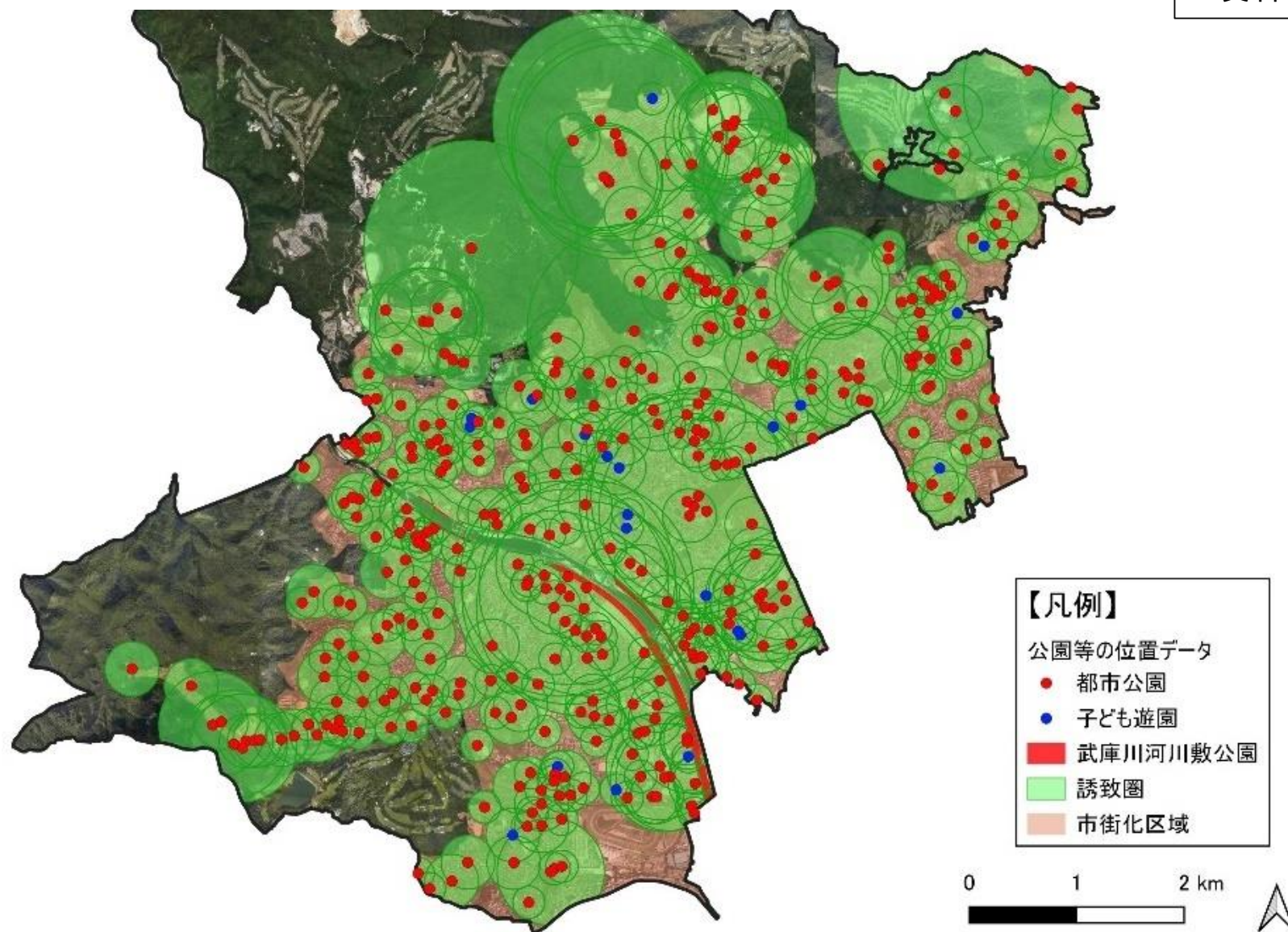
②誘致圏カバー率の整理

- 各公園等の誘致圏データ（次ページ参照）と公園区の範囲との重複状況を整理し、公園区ごとの誘致圏カバー面積の割合を算出した。
- その際、3パターンで検証し、誘致圏の分布状況からパターンBを選定。これにもとづく誘致圏カバー率の整理を行った。

種別・種類	パターン A 誘致距離標準	パターン B 小規模公園設定あり	パターン C 面積比例
街区公園	250m	1,000 m ² 未満 150m 1,000 m ² 以上 250m	面積に比例
近隣公園	500m	500m	面積に比例
地区公園	1,000m	1,000m	面積に比例
その他種別	(個別設定)	(個別設定)	面積に比例
子ども遊園	250m	1,000 m ² 未満 150m 1,000 m ² 以上 250m	面積に比例

誘致圏の分布状況見本（パターンB）

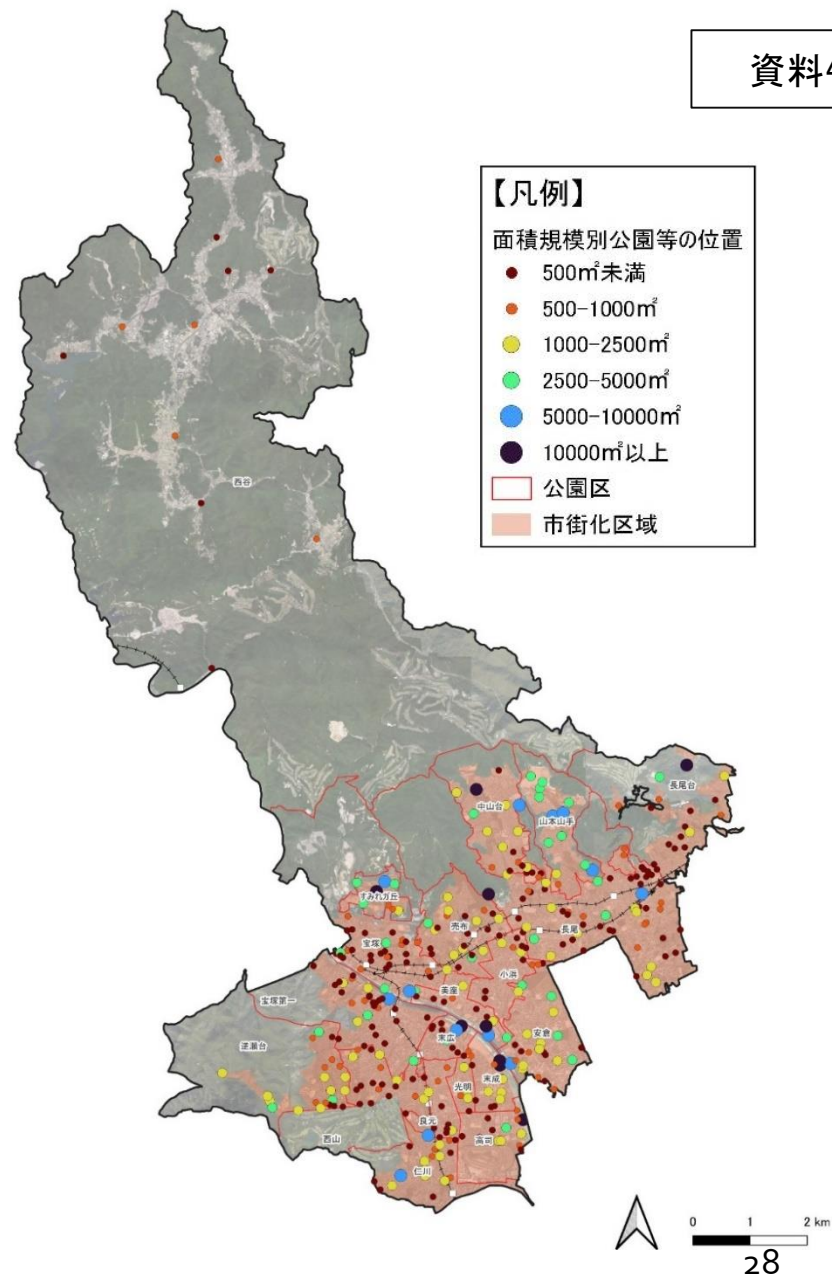
資料4



③面積規模別箇所数割合等の整理

各公園区に位置する公園等の面積規模別の箇所数、種別別箇所数を整理し、それらの構成割合を算出した。

資料4



量的充足状況分析の結果（概要）

資料4別紙

充足数	量的充足状況評価		該当数	公園区名	評価要素		
					整備量	配置 (市街化区域)	規模
3	◎	整備量が目標を充たし、誘致圏カバーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	5	未成,美座,安倉,中山台,山本山手	目標値以上	平均以上	平均未満
2	○	整備量が目標を充たし、一定以上の規模の箇所が多いが、誘致圏の空白が広い	2	高司,逆瀬台	目標値以上	平均未満	平均未満
		整備量が目標を充たし、誘致圏カバーも広いが、小規模な公園が多い	2	末広,すみれガ丘	目標値以上	平均以上	平均以上
		整備量は不足しているが、誘致圏カバーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	2	光明,売布	目標値未満	平均以上	平均未満
1	▲	整備量が不足し、小規模な公園が多いが、誘致圏カバーは広い	2	西山,小浜	目標値未満	平均以上	平均以上
		整備量は目標を充たしているが、誘致圏の空白が広く、小規模な公園が多い	2	長尾,長尾台	目標値以上	平均未満	平均以上
		整備量が不足し、誘致圏の空白も広いが、一定以上の規模の箇所が多い	1	仁川	目標値未満	平均未満	平均未満
0	■	整備量が不足し、誘致圏の空白が広いうえ、小規模な公園が多い	3	良元,宝塚第一,宝塚	目標値未満	平均未満	平均以上
		整備量が不足し、小規模な公園が多い	1	西谷	目標値未満	— (市街化区域なし)	平均以上

【評価要素について】

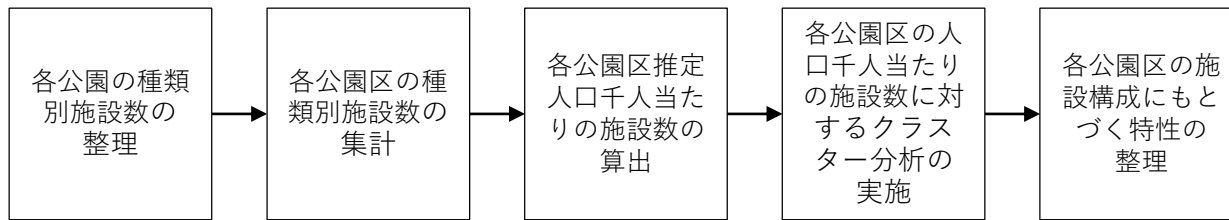
- ・ 整備量⇒人口1人当たり面積の目標値 5 m²/人
- ・ 配置⇒誘致圏の重複割合
- ・ 規模⇒面積が1, 000 m²未満の公園の割合

(2) 質的充足状況の分析

公園区ごとの人口千人当り種類別施設数に対するクラスター分析（注）を行い、施設構成の特徴から公園区のグループ分けを行った。

注：クラスター分析は、データの集まりから、互いに似た性質を持つデータを集め、それらをまとめてクラスター（まとまり）として識別する、グループ分けのための分析方法。

質的充足状況分析の流れ



分析対象とした公園施設

区分	大分類	小分類	施設種類数	備考
遊戯施設	遊戯施設	幼児用遊具※	8	
		児童用遊具※	16	
		健康器具	1	
一般施設	休憩施設	休憩施設	9	
	交流施設	交流施設	1	交流施設にはステージを位置づけ
	水飲み・水栓	水飲み・水栓	2	
	水景施設	水景施設	1	
	便所	便所	1	
	防災施設	防災施設	1	防災施設には物資備蓄倉庫を位置づけ
総 計			59	

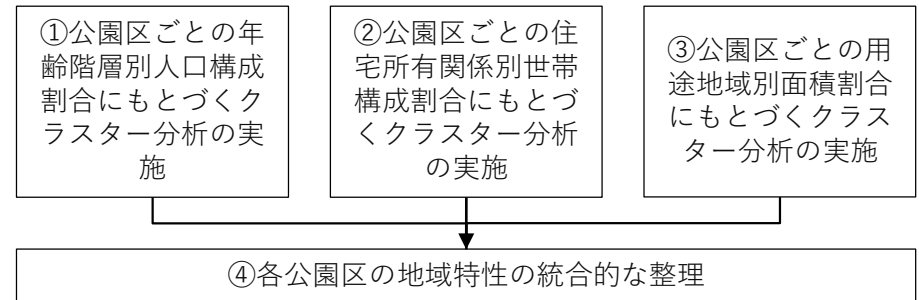
質的充足状況分析の結果（概要）

資料4別紙

機能 CL	該当 数	該当公園区名	位置づけ（仮称）	特性
A	8	仁川、良元、西山、宝塚 第一、宝塚、売布、長尾、 中山台	児童用遊具等平均 未満地区	施設の設置数が市の全体平 均と比べ少なく、特に児童用 遊具の設置数が少ない地区
B	4	高司、光明、末成、小浜	施設設置標準地区	多くの施設が市全体の平均的 な状況に近い標準的な地区
C	3	末広、美座、長尾台	幼児用遊具充実地 区	幼児用遊具が比較的多く、児 童用遊具が比較的少ない地 区
D	3	すみれが丘、安倉、山本 山手	休憩施設充実地区	休憩所、ベンチ、水飲み等の休 憩施設が比較的多い地区
E	1	西谷	遊具卓越地区	幼児用、児童用遊具がともに 市の平均よりも顕著に多い地 区
F	1	逆瀬台	ベンチ・水飲み等卓 越地区	多くの施設が市の平均よりも多 く、特にベンチ、水飲みが顕著 に多い地区
合計	20	—	—	— 31

(3) 地域特性の分析

公園区ごとの①年齢階層別人口構成割合、②住宅所有関係別世帯構成割合、③用途地域別面積割合についてそれぞれクラスター分析を行い、さらにその結果を受けて、④統合的な類型化を行った。



①年齢階層別人口構成割合の整理

2020年国勢調査結果（以下、「国勢調査結果」とする。）による年齢階層別人口をもとに、公園区ごとの年齢階層別人口を推定し、年齢階層別人口構成割合にもとづくグループ分けを実施。

②住宅所有（持家、借家等）関係別世帯構成割合

国勢調査結果による住宅所有（持家、借家等）関係別世帯数をもとに、公園区ごとの住宅所有関係別世帯数を推定し、住宅所有関係別世帯数割合に対するグループ分けを実施。

③用途地域別面積割合

宝塚市都市計画用途地域指定データをもとに、公園区ごとの用途地域指定面積を算定し、用途地域指定面積割合に対するグループ分けを実施。

地域特性分析の結果（概要）

資料4別紙

CL	該当数	公園区名	データ構成の特徴	注目点	地域特性を踏まえた公園需要イメージ
A	1	山本山手	10歳未満を中心に子どもと子育て世代の人口割合が高く、高齢人口が顕著に少ない地区で、持ち家世帯の割合と、低層住居専用地域の割合が顕著に高い地区	子ども多い・将来的に転入起りにくい	当面は子育て機能が重要だが、将来的には重要性は低下する見込み
B-1	3	高司,宝塚,長尾	子どもと子育て世代の人口割合が比較的高く、高齢人口が比較的低い地区で、民営借家世帯割合が比較的高い地区	子ども多い・将来的に転入が比較的起りやすい	将来的にも、子育て機能の維持・充実が必要
B-2	1	宝塚第一	子どもと子育て世代の人口割合が比較的高く、高齢人口が比較的低い地区で、持ち家世帯割合が比較的高い地区	子ども多い・将来的に転入起りにくい	当面は子育て機能が重要だが、将来的には重要性は低下する見込み
C-1	5	仁川,良元,末広,小浜,安倉	50歳代、70歳以上の人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較的高い地区	今後高齢化が進行する・将来的に転入比較的起りやすい	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込みだが、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
C-2	4	西山,売布,美座,長尾台	50歳代、70歳以上の人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	今後高齢化が進行する・将来的に転入起りにくい	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込み
D	1	すみれが丘	50歳代、60歳代の壮年層の人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合も比較的高い地区	今後高齢化が進行する・将来的に転入起りにくい	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込み
E-1	1	光明	60歳代、70歳以上の高齢人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較的高い地区	高齢化が進行中・将来的に転入比較的起りやすい	近く高齢化に対応した機能の整備が重要である反面、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
E-2	2	末成,中山台	60歳代、70歳以上の高齢人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	高齢化が進行中・将来的に転入起りにくい	近く高齢化に対応した機能の整備が重要
F	2	逆瀬台,西谷	60歳代、70歳以上の高齢人口割合が顕著に高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	すでに高齢化が進行・将来的に転入起りにくい	近く高齢化に対応した機能への整備が重要

【凡例】

■分析結果の総括

- 量的充足状況分析では整備量、誘致圏力バー状況、公園等の規模構成の 3 要素で評価を実施。うち◎は 3 要素とも充たす、○は 2 要素充たす、▲は 1 要素充たす、■はいずれも充たさず
- 質的充足状況：児童用遊具等平均未満地区 ■、施設設置標準地区 ■、幼児用遊具充実地区 ■、休憩施設充実地区 ■、ベンチ・水飲み等卓越地区 ■、遊具卓越地区 ■
- 需要の推移イメージ：子育て対応が重要 ■、高齢化対応が重要 ■

番号	公園 区名		量的充足状況	質的充足状況	地域特性の特徴	需要の推移イメージ	
1	仁川	▲	整備量が不足し、誘致圏の空白も広いが、一定以上の規模の箇所が多い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較の高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込みだが、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
2	高司	○	整備量が目標を充たし、一定以上の規模の箇所が多いが、誘致圏の空白が広い	施設設置標準地区	多くの施設が市全体の平均的な状況に近い標準的な地区	子どもと子育て世代の人口割合が比較的高く、高齢人口が比較的少ない地区で、民営借家世帯割合が比較の高い地区	将来的にも、子育て機能の維持・充実が必要
3	良元	■	整備量が不足し、誘致圏の空白が広い、小規模な公園が多い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較の高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込みだが、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
4	光明	○	整備量は不足しているが、誘致圏力バーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	施設設置標準地区	多くの施設が市全体の平均的な状況に近い標準的な地区	60 歳代、70 歳以上の高齢人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較の高い地区	近く高齢化に対応した機能の整備が重要である反面、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
5	末成	◎	整備量が目標を充たし、誘致圏力バーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	施設設置標準地区	多くの施設が市全体の平均的な状況に近い標準的な地区	60 歳代、70 歳以上の高齢人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較の高い地区	近く高齢化に対応した機能の整備が重要
6	西山	▲	整備量が不足し、小規模な公園が多いが、誘致圏力バーは広い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較の高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込み
7	末広	○	整備量が目標を充たし、誘致圏力バーも広いが、小規模な公園が多い	幼児用遊具充実地区	幼児用遊具が比較的多く、児童用遊具が比較的少ない地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較の高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込みだが、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
8	宝塚第一	■	整備量が不足し、誘致圏の空白が広い、小規模な公園が多い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	子どもと子育て世代の人口割合が比較的高く、高齢人口が比較的少ない地区で、持ち家世帯割合が比較の高い地区	当面は子育て機能が重要だが、将来的には重要性は低下する見込み
9	逆瀬台	○	整備量が目標を充たし、一定以上の規模の箇所が多いが、誘致圏の空白が広い	ベンチ・水飲み等卓越地区	多くの施設が市の平均よりも多く、特にベンチ、水飲みが顕著に多い地区	60 歳代、70 歳以上の高齢人口割合が顕著に高く、持ち家世帯割合が比較の高い地区	高齢化に対応した機能への速やかな整備が重要
10	すみれが丘	○	整備量が目標を充たし、誘致圏力バーも広いが、小規模な公園が多い	休憩施設充実地区	休憩所、ベンチ、水飲み等の休憩施設が比較的多い地区	50 歳代、60 歳の壮年層の人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合も比較の高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込み
11	宝塚	■	整備量が不足し、誘致圏の空白が広い、小規模な公園が多い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	子どもと子育て世代の人口割合が比較的高く、高齢人口が比較的少ない地区で、民営借家世帯割合が比較の高い地区	将来的にも、子育て機能の維持・充実が必要

【凡例】

- 量的充足状況分析では整備量、誘致圏カバー状況、公園等の規模構成の 3 要素で評価を実施。うち◎は 3 要素とも充たす、○は 2 要素充たす、▲は 1 要素充たす、■はいずれも充たさず
- 質的充足状況：児童用遊具等平均未満地区 ■、施設設置標準地区 ■、幼児用遊具充実地区 ■、休憩施設充実地区 ■、ベンチ・水飲み等卓越地区 ■、遊具卓越地区 ■
- 需要の推移イメージ：子育て対応が重要 ■、高齢化対応が重要 ■

番号	公園区名		量的充足状況	質的充足状況		地域特性の特徴	需要の推移イメージ
12	売布	○	整備量は不足しているが、誘致圏カバーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込み
13	小浜	▲	整備量が不足し、小規模な公園が多いが、誘致圏カバーは広い	施設設置標準地区	多くの施設が市全体の平均的な状況に近い標準的な地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較的高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込みだが、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
14	美座	◎	整備量が目標を充たし、誘致圏カバーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	幼児用遊具充実地区	幼児用遊具が比較的多く、児童用遊具が比較的少ない地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込み
15	安倉	◎	整備量が目標を充たし、誘致圏カバーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	休憩施設充実地区	休憩所、ベンチ、水飲み等の休憩施設が比較的多い地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、民営借家世帯割合が比較的高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込みだが、幅広い世代の利用に対応した機能も継続的に重要
16	長尾	▲	整備量は目標を充たしているが、誘致圏の空白が広く、小規模な公園が多い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	子どもと子育て世代の人口割合が比較的高く、高齢人口が比較的少ない地区で、民営借家世帯割合が比較的高い地区	将来的にも、子育て機能の維持・充実が必要
17	中山台	◎	整備量が目標を充たし、誘致圏カバーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	児童用遊具等平均未満地区	施設の設置数が市の全体平均と比べ少なく、特に児童用遊具の設置数が少ない地区	60 歳代、70 歳以上の高齢人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	近く高齢化に対応した機能の整備が重要
18	山本山手	◎	整備量が目標を充たし、誘致圏カバーが広く、一定以上の規模の箇所が多い	休憩施設充実地区	休憩所、ベンチ、水飲み等の休憩施設が比較的多い地区	10 歳未満を中心に子どもと子育て世代の人口割合が高く、高齢人口が顕著に少ない地区で、持ち家世帯の割合と、低層住居専用地域の割合が顕著に高い地区	当面は子育て機能が重要だが、将来的には重要性は低下する見込み
19	長尾台	▲	整備量は目標を充たしているが、誘致圏の空白が広く、小規模な公園が多い	幼児用遊具充実地区	幼児用遊具が比較的多く、児童用遊具が比較的少ない地区	50 歳代、70 歳以上の人口割合が比較的高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	将来的には高齢化に対応した機能整備の重要性が増す見込み
20	西谷	■	整備量が不足し、小規模な公園が多い	遊具卓越地区	幼児用、児童用遊具がともに市の平均よりも顕著に多い地区	60 歳代、70 歳以上の高齢人口割合が顕著に高く、持ち家世帯割合が比較的高い地区	高齢化に対応した機能への速やかな整備が重要

(3) 主な審議事項

① 公園等の整備、管理運営方針の概要

(資料5及び同別紙)

(3) 主な審議事項

① 公園等の整備、管理運営方針の概要

(資料5及び同別紙)

■第1回作業部会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《宝塚らしさ》

- ・ 宝塚らしさとは何かと考える。清く正しく美しくが市の理想かと思うが、骨子案には宝塚らしさが薄い。
- ・ 現状は、総合計画、都市マスタープランのみどり施策の目標だけに注目している。子育てや文化など多面的な目標への貢献を目指すべきではないか。そうすれば、宝塚らしさが出るのではないか。

《公園区計画とのつながり》

- ・ 公園区計画を作成するのが、このパークマネジメント計画の一番重要な箇所だと思うが。骨子案ではしっかりと触れられていない。

《インクルーシブの視点》

- ・ インクルーシブ等の視点が見当たらないが、どのように考えているのか。審議会までの時間も限られているので、インクルーシブ等への配慮も作業部会での指摘事項として記載してほしい。

《公園と街路樹の一体的な検討》

- ・ 今回の計画検討で重要なのは、地域の公園と街路樹などを一体的に検討することである。パークマネジメント計画では、街路樹に関する施策は限定されるが、一体的な検討の視点などは示しておくほうが良いのではないか。

(3) 主な審議事項

① 公園等の整備、管理運営方針の概要

(資料5及び同別紙)

■審議のポイント

- ・ 計画検討に向け、骨子案等の構成や内容イメージが適切であるか等の審議
- ・ 特に、基本目標や基本方針の内容について確認いただく

1. 宝塚市パークマネジメント計画の位置づけ

資料5

○計画の位置づけ

宝塚市総合計画で定めた「今後の宝塚のまちづくり」をめざす取組の一環として、総合計画やみどりの基本計画等の上位計画における目標や施策等の実現をめざすものであり、公園等の整備・管理・運営のあり方やそれを進めるための地域が主体となる公園づくりの取組、多様な主体との連携・協働のあり方について定める。

○対象とする施設

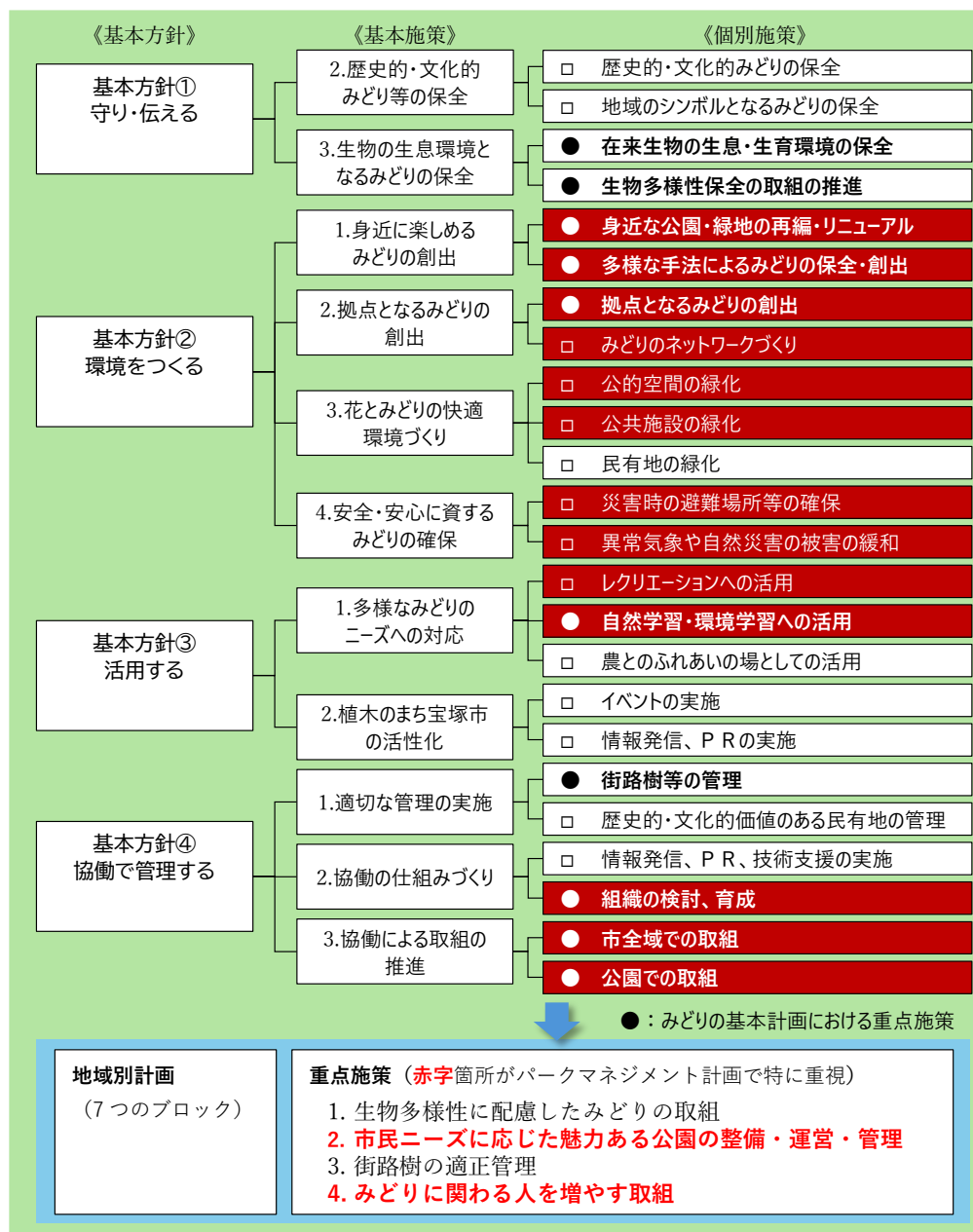
主に都市公園、子ども遊園とする。
(身近なみどりとして街路樹についても検討)

○パークマネジメント計画 で実現を目指す緑の基本 計画の施策

パークマネジメント計画で実現をめざす施策を抜粋

うち白抜き箇所はパークマネジメント計画で特に重視する施策

- 宝塚市みどりの基本計画（改定版）においては、総合計画等の上位計画を踏まえ「みんなでつくる 花と緑の夢舞台」という基本理念のもと、5つの「みどりの将来像」を定め、その実現に向けた基本施策、重点施策、地域別計画を設定している。
- みどりの基本計画がめざす、宝塚らしいみどり豊かなまちづくりのうち、本計画対象施設である都市公園や子ども遊園、街路樹等を通じ貢献することのできる施策の実現に取り組むことをめざすものとする。



上位計画の整理

資料5

●まちづくりに関する目標

総合計画

市民が主体となりあらゆる世代がまちづくりに関わり、やりたいことができる環境の創出や、まちを若返らせ多くの市民がつながりを持てるようになる。

都市計画マスタープラン

「多様なライフスタイルが実現できる都市づくり」、「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」、「多様な主体の協働による都市づくり」等の方向性によるまちづくりを進める。

●公園緑地等の目標

総合計画

「まちを彩り、ゆとりを与える」という果たすべき役割が位置づけられ、「地域ニーズに合った活動の場」としての機能を発揮する。

都市計画マスタープラン

住民ニーズや地域環境の変化などを踏まえた公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上のほか、本計画について「公園の配置や地域のニーズに応じた公園の再編・再整備を推進する」という役割を果たす。

みどりの基本計画

上位計画に対応した「みどりの将来像」を定め、「住みたくなるみどりの環境づくりを進める」等の基本施策、「市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理」等の重点施策を通じ、宝塚らしいみどりあふれるまちづくりを進める。

2. 公園等の現状と課題

公園等の整備について

資料5

地域の実情に対応した公園等の整備内容の検討が重要

①地域の実情等への対応

- 公園区ごとの充足状況分析を通じ、既存公園の整備量が十分ではなく必要な量の整備が必要な地域、既存公園の整備量で充足し今ある公園の有効活用が重要な地域など、地域により整備の必要性や今後の活用方向性が異なることが示唆されています。

公園等の半数以上を占める小規模公園の存在

②小規模公園の見直し

- 本市における市街地開発の経緯や土地利用密度などから、1,000㎡未満の小規模な公園等は、本市が管理する公園等全体の6割以上を占めています。こうした小規模な公園は、整備可能な施設や広場が限られ、市民向けアンケートにおいても利用が少ないことが示されている一方、市域に広く散在し、維持管理の負担も少なくありません。

長期にわたり未整備状態の都市計画公園・緑地の存在

③長期未整備への対応

- 本市には、都市計画決定されたものの整備実現せず、長期間時間が経過した長期未整備の都市計画公園・緑地が16箇所、317.6ha存在します。こうした未整備箇所には、民有地も少なくなく、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課す状態となっています。また、計画決定後の時間経過において、社会情勢の変化や周辺におけるほかの公園整備の進展など、当該公園を取り巻く環境に変化が生じている箇所もあります。

2. 公園等の現状と課題

公園等の整備について

資料5

公園施設の老朽が進行

④施設老朽化対応

- 本市の公園等はその6割が整備後30年以上経過していて、公園施設や植栽の老朽化等が進行しています。施設の老朽化等の進行は、事故リスクの向上や維持管理費用の増加につながるほか、整備後の時間経過に伴い、周辺地域の人口減少や少子高齢化などの社会的情勢に変化が生じ、その公園等が求められる役割が整備当初と異なっている箇所もあります。

市民ニーズに示される望ましい公園像等への対応

⑤市民ニーズ実現

- 子どもならびに子育て層を含む市民アンケートでは、様々な遊具のある公園やボール遊びのできる公園などの望ましい公園像のほか、そうした公園像に対応し、アスレチック遊具等の特色ある遊具、グラウンドのほか、トイレ等の施設の整備についてニーズが示されています。

2. 公園等の現状と課題

公園等の利用及び管理運営について

資料5

子ども・子育て層以外市民の公園利用の少なさ

⑥幅広い利用の促進

- 各アンケートの結果には、公園等の利用状況は、子どもや子育て層などの市民は日常的に公園を利用する傾向がありますが、それ以外の市民による公園利用は限定的であることが示されています。

維持管理費用の増加と厳しさを増す財政状況

⑦効率的な維持管理

- 公園等の新規整備の進展や施設の老朽化等に伴い、維持管理に必要となるコストは増加傾向にありますが、本市の厳しい財政状況から、必要な予算を十分に割り当てることは容易ではありません。こうした傾向は、今後より一層厳しさを増すことが見込まれます。

地域の実情に対応した公園等の柔軟な利活用の実施

⑧柔軟な利活用

- 市民向けアンケートの結果から、全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや課題等に対応した利用ルールの導を望む意見が多いことが示されています。公園利用のローカルルールは、前項において整理した多既存ストックの有効活用などを進める観点からも有益な取組になります。

2. 公園等の現状と課題

公園等の利用及び管理運営について

資料5

一部の市民の参加に留まる市民協働の取組

⑨市民協働の支援・促進

- 公園アドプト団体や緑化団体は、長年にわたり公園等で活動し、その管理の質の向上や地域コミュニティの醸成等に大きく貢献してきました。ただし、近年は会員の高齢化や担い手の確保等の課題が深刻化し、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。一方、こうした市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られていて、より多くの市民の協働の取り区への参加促進が課題となっています。

3. 基本目標（案）、基本方針（案）

資料5

○上位計画における目標や公園等の課題の整理

①上位計画におけるまちづくり等の目標

- まちづくりにおける、市民主体のあらゆる世代が関わる取組、『やりたい』ことができる環境創出
- 公園等における、住みたくなる環境づくり、まちの魅力づくり等への貢献

②公園等の課題

- ハード面における地域間の整備量不均衡の是正、施設老朽化と未整備の都市計画公園への対応
- ソフト面における管理水準の向上・効率化、市民協働の推進や支援

○基本目標（案）

本計画では、市民一人ひとりが公園区計画など計画の実現に向け携わる市民主体の視点（**わたしがつくる**）、地域ごとの実情に対応した公園区計画を市民・各種団体・行政との協働のもと策定・実施する視点（**地域ととりくむ**）、公園づくりを通じ、宝塚市のめざすみどりあふれるまちの姿を実現する視点（**公園からのまちづくり**）を重視します。

スローガン案

わたしがつくる 地域ととりくむ
公園からのまちづくり

4つの基本方針（案）

資料5

（1）多様な主体との協働による公園づくり

対応する
主な課題

①地域の実情等への対応

⑤市民ニーズ実現

⑥幅広い利用の促進

⑧柔軟な利活用

⑨市民協働の支援・促進

- 本市は、市民が主体となり、「子どもから大人まであらゆる世代が関わるまちづくり」をめざしています。上位計画等におけるまちづくり等の目標を踏まえ、本計画における公園づくりの取組においても、あらゆる世代の市民はもちろん、地域や市内の団体、事業者など多様な主体との協働や連携を積極的に推進し、各主体の力を最大限に発揮する取組を推進します。

（2）市民ニーズや地域特性を反映した身近な公園等の再編

対応する
主な課題

①地域の実情等への対応

②小規模公園の見直し

③長期未整備への対応

④施設老朽化対応

⑤市民ニーズ実現

⑥幅広い利用の促進

- 公園区間で公園等の充足状況にばらつきがあり、これまでに整備されている公園等の質的側面と地域特性では一致しない箇所があります。地域には長期未整備となっている都市計画公園・緑地が存在するほか、開発行為に伴い設置された公園等の中には、小規模であることもあり、利用の少なさや安全面等に課題を抱えているものもあります。さらに、市民からは様々な遊具のある公園等のニーズが示されています。こうした課題に対応するため、市民ニーズや地域特性など実情を踏まえた身近な公園等の配置や機能の再編・整備を行い、都市や公園の魅力向上に努めます。

4つの基本方針（案）

資料5

（3）だれもが利用できる公園づくり

対応する
主な課題

⑤市民ニーズ実現

⑥幅広い利用の促進

⑧柔軟な利活用

⑨市民協働の支援・促進

- 本市の公園等は、必ずしも幅広い世代の市民に日常的に利用されているわけではありません。また、市民意向の把握においても、多様な公園の利用方法や施設の整備等や公園利用のローカルルール作成などの要望が示されています。また、インクルーシブ遊具などだれもが安心して遊ぶことのできる遊具の整備も必要です。一方で、ただ公園でのんびり過ごすなど多様な公園の利用方法も考えられます。こうした課題や要望に対応するため、市民や行政はともに伴走しながら、「やりたいこと、したいことができる公園」「だれもが利用できる公園」の実現をめざします。

（4）持続可能な公園マネジメントの推進

対応する
主な課題

④施設老朽化対応

⑦効率的な維持管理

⑧柔軟な利活用

⑨市民協働の支援・促進

- 公園施設の老朽化が進行しているほか、公園整備の進展に伴い維持管理費も増大しています。一方で、財政状況も厳しさを増していて、施設の安全性の維持向上や多様な利用ニーズへの対応と、計画的な更新や効率的な管理との両立を図ることが必要です。ストックマネジメントの考え方による管理水準の向上や数量の適正化など持続可能なマネジメントに取り組みます。

今後の審議会で検討する項目

資料5

○実施施策（例）

ア）公園等の整備・再整備

1. 地域に必要な公園等の整備・確保の推進
2. 既存の公園等の機能の見直し・リニューアルの実施
3. 小規模公園の見直し
4. 老朽化施設・植栽等の更新や数量の適正化
5. だれもが遊べる遊具広場の整備
6. 長期未整備の都市計画公園の見直し
7. 公共施設跡地を活用した公園の整備
8. 開発提供公園の適用範囲の検討
9. 民間活力を活用した公園等の活性化につながる施設の設置運営の推進

イ）公園等の管理運営

- (1) 主に維持管理
 - ・ 公園等の管理水準の向上
 - ・ 地域ニーズを反映した公園等の維持管理の推進
 - ・ 公園施設のストックマネジメントの実施
- (2) 主に運営
 - ・ ローカルルール作成など柔軟な利活用の推進
 - ・ 地域の団体等による公園利活用の促進
 - ・ 市民協働の取組の維持・活性化に向けた支援の充実
 - ・ 多様な利活用ニーズを踏まえた新たな市民協働の取組の検討

○重点プロジェクト（例）

①公園区計画の作成と実践

地域主体の公園区計画の作成
エリアプラットフォームの構築
モデル事業の推進・実践
公園区計画作成ガイドラインの作成
公園区計画を踏まえた地域の身近な公園等の再編、管理運営の推進

②長期未整備の都市計画公園の整備推進・見直し

都市計画公園見直しガイドラインの策定
長期未整備の都市計画公園・緑地の都市計画の検証
整備の推進、都市計画の変更

③開発提供公園等のあり方の見直し

公園設置を必要とする開発規模の下限の見直し
公園協力金制度の検討
自主管理する緑地広場の検討

④公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討

⑤シビックゾーン魅力向上に向けた民間活力の導入

(3) 主な審議事項

② 公園区計画の位置づけや内容等について

(資料6及び同別紙)

(3) 主な審議事項

② 公園区計画の位置づけや内容等について（資料6及び同別紙）

■第1回作業部会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《モデル地区選定の視点》

- ・ 公園区選定の根拠に、総合計画等の目的や利用状況等の視点も必要ではないか。民有緑地や緑化重点地区等の視点がないことが気になっている。
- ・ 現行案では視点到不備が残る可能性があり、量的充足の不足がある箇所を避けるのはもったいない。もう少し視点のバリエーションを増やした方がいい。

《地元要望への対応》

- ・ 現時点で地域にプレーパーク等の取組の要望があれば、これを契機に実現を目指すことも考えられるのではないか。

《地元の熱意の重要性》

- ・ 計画作成では、会議の開催や意見の収集など）地元の負担が大きく、熱意があることも重要ではないか。

《幅広い世代が参加した計画づくり》

- ・ まちづくり協議会のメンバーは高齢者が多いのか。子育て世代が入っているところであれば、今後のことを一緒に考えていけるのではないか。

(3) 主な審議事項

② 公園区計画の位置づけや内容等について（資料6及び同別紙）

■ 審議のポイント

- 公園区計画の検討に向け、構成や内容イメージが適切であるか等の審議
- 特に、今後行うモデル地区検討の候補地区選定の考え方や選定方法について確認いただく

資料 6 について (資料の説明)

資料6

資料6は、今後検討を行う公園区計画について、計画の策定目的、対象、策定にあたっての役割分担、具体的な内容、作成手順などの考え方、留意点の整理を行ったものです。

また、公園区計画そのものの内容を示すものではなく、どのような公園区計画を作成すべきか、また、公園区計画の作成の取組みそのものがどのような意義をもつかなど示す「ガイダンス資料」としての性格をもちます。

- 令和6年度、7年度にかけ実施するモデル事業の検討・実践では、モデル地区として選定する1つの公園区において、本紙で示す公園区計画の作成方法や検討内容について検証を行う予定です。
- モデル地区以外の公園区では、各公園区で行うワークショップ等を通じ、公園区計画の目的や作成方法等を共有するとともに、地域の公園や街路樹等の目標像の検討などを行うことを想定しています。

(1) 公園区計画の概要

資料6

○計画策定の目的

公園区計画（注1）の作成やその実現に向けた取組は、宝塚市のめざす市民協働のまちづくりの取組（注2）の一つに位置づけられる。地域の人々が日常的に利用し、身近に接する地域の公園や広場、街路樹など（以下、「地域の公園等」とする。）について、その役割や使い方などを地域の人々が広く参加するまちづくり協議会等と市が協働して検討し、公園区計画の取りまとめと計画推進を図ることで、地域がめざす公園等の目標像の共有とその実現をめざす。

宝塚市では、地域の人々とともに公園区計画の作成に取り組むほか、作成された公園区計画の実現・支援に向けた施策の展開や検討を行う。

注1：公園区とは、まちづくり協議会の範囲であり、地域の人々の日常的な公園利活用のエリアとする。

注2：宝塚市のめざす市民協働のまちづくりとは、まちづくりの主体になる市民や行政が、企画から評価までの全ての段階で参画し、互いに責任を持って、役割を分担しながら取り組むまちづくりを意味する。

○計画の役割

- 公園区計画では、地域ごとのまちづくり計画と整合を図りつつ、地域の課題やニーズを踏まえた、今後めざすべき地域の公園等の役割や使い方などの望ましいあり方を示す。
- 作成した公園区計画は、地域の公園等の役割や使い方等に関する目標像になるほか、公園に設置する施設の種類や内容等について市が必要な整備を行う際の重要な参考情報になる。

公園区計画の根拠

資料6

- 公園区協議会（仮称）で作成した公園区計画は、その地域の公園等の利活用や管理のあり方について、一定以上の影響力を有するものとなる。ただし、その影響力を発揮するうえでの制度的根拠が明確ではないことに留意を要する。
- 計画の内容については、各地域の特性やニーズを踏まえるだけでなく、みどりの基本計画等の上位関連計画で定めた目標や施策等を踏まえ整合をとることが重要となる。

《法令等》

- ・ 法令や条例等の制度的根拠はなし
- ・ 公園区計画を定める地域主体の組織を「公園協議会」（※）に位置づけることで、一定の制度的根拠を備えさせることは可能ではないか

※公園協議会は都市公園法で規定

《上位関連計画等》

- ・ 宝塚市総合計画、都市計画マスタープラン
- ・ 宝塚しみどりの基本計画
- ・ 宝塚市パークマネジメント計画（※今後策定）
- ・ 宝塚市街路樹管理計画
- ・ 地域ごとのまちづくり計画

計画づくりの体制

資料6

公園区計画の作成は、地域の市民が参加するまちづくり協議会を中心とし、市の参加する公園区協議会（仮称）を設置し、地域と市が連携する体制のもと行う。

【各主体の役割】

●まちづくり協議会の役割

- ・まちづくり協議会は、公園区協議会（仮称）に参加し、公園区計画を作成する。
- ・まちづくり協議会は、公園区計画の作成過程や作成した計画を地域に公開、共有する。
- ・まちづくり協議会は、作成した公園区計画の実現をめざす。

●各種団体、事業者等の役割

- ・地域の自治会やPTA、NPO等の各種団体、事業者等は、公園区協議会（仮称）に参加し、公園区計画を作成する。
- ・各種団体、事業者等は、作成した公園区計画の実現をめざす。

●市の役割

- ・市は、公園区協議会（仮称）に参加し、公園区計画を作成する。
- ・市は、公園区計画を、宝塚市みどりの基本計画等を実現するための計画として位置づける。
- ・市は、公園区計画の実現に向け、公園等の利活用や管理について配慮、協力するほか、施設整備等が必要な場合は計画内容に配慮する。

計画の構成要素

資料6

【対象施設】

- ・各公園区に位置する住区基幹公園や子ども遊園等の身近な公園や広場、街路樹など。
- ・公園区内の単一もしくは一部の公園等に限定するのではなく、原則、公園区内の公園等全体を検討の対象とする。

【検討内容】

- ・地域の公園等の目標像、個々の公園等の役割
- ・地域の公園等の利活用の方法やルール、実施するイベント・プログラム
- ・地域の公園等の市民協働による維持管理の方法や内容

【計画期間】

- ・計画期間は10年間とし、5年ごとに見直しを行う。

【計画の構成項目】

公園区計画では、地域の公園等の現況と課題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら、地域の公園等のめざす目標像とそれに対応した役割、その実現のための具体的な取組で構成する。

地域の公園等の現況	地域内の公園等の整備状況や配置、公園施設等の構成、公園等の利活用状況（利用の多い公園/少ない公園、公園等の主な利用者像、主な利用内容等）
地域の公園等の課題やニーズ	公園等の利活用等を通じ解決を図ることのできる地域の課題、地域の人々がもつ公園等の利活用や管理等に関するニーズ
地域の公園等の目標像	地域でめざすまちづくりの将来像に向けた、地域の公園等全体の目標像
地域の公園等の役割	地域の公園等の目標像を実現するために、個々の公園等が担うべき役割や機能
地域の公園等における具体的な取組	目標像や役割を実現するための具体的な取組内容（利活用や維持管理の方法、利用ルール）とスケジュール（おおよそ5年内等）、市民と行政等の役割分担

計画の作成手順

資料6

< 想定手順 >

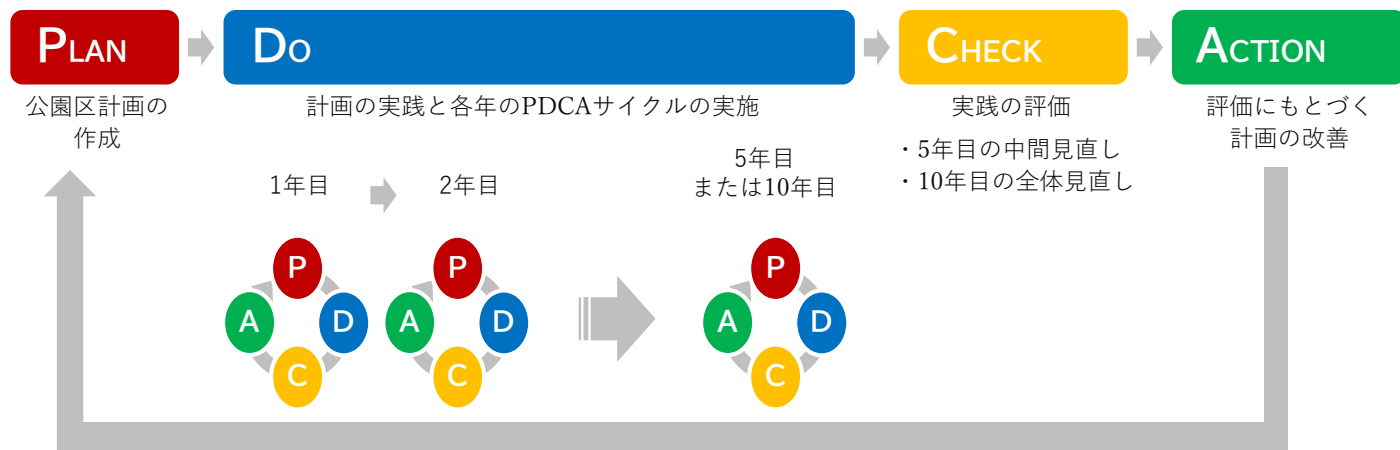
モデル地区以外の公園区で実施

1	公園区計画を作成する組織の設置	まちづくり協議会において、公園区計画を作成するため、広く地域の人々等が参加できる組織（エリアプラットフォーム）を設置する。
2	地域の公園等の現状の整理	地域の公園等の現状、利活用状況について確認する。
3	地域の公園等の課題とニーズの確認	地域のまちづくりの将来像を実現するうえで公園等の利活用等で解決できる課題、利活用等に関する地域の人々のもつニーズを確認する。
4	地域の公園等の目標像の整理	地域のまちづくりの将来像の実現につながる、地域の公園等全体の目標像の整理。
5	個々の公園等の役割の整理	現状や課題、ニーズ等を踏まえた、地域内の個々の公園等それぞれが担う役割、目標像の整理。
6	具体的な取組の検討	地域の公園等の目標像や役割を受けて、その実現のための具体的な取組内容。
7	公園区計画（案）の取りまとめ	2～6における整理、検討内容を公園区計画（案）として取りまとめる。
8	公園区計画（案）に関する地域の人々の意見の確認	公園区計画（案）について、広く地域の人々の意見を確認し、必要があれば計画案の修正を行う。
9	公園区計画の完成、地域の人々への周知	公園区計画を完成させ、計画内容について広報誌や回覧、ホームページ等の手段で地域の人々への周知を行う。

計画の進行管理

資料6

- 公園区協議会（仮称）は、計画の作成やその実践、実践の評価とそれに基づく計画の改善を行う、**PDCAサイクルを通じた計画の進行管理**に取り組む。
- PDCAサイクルには、10年間の計画期間を通じた長期的なもの、1年間の計画内容に関する短期的なものなど、計画で実現をめざす時間軸に対応したサイクル周期が想定され、長期的な進行管理、短期的な進行管理に取り組むこととする。



(2) モデル事業の実施

資料6

○モデル事業の目的

公園区計画の作成・実践について、市内1公園区を選定し、地域のまちづくり協議会や各種団体等との連携のもと、計画作成の進め方やそれによる成果と留意点等の検証を行うことを目的に、モデル事業を実施する。

《モデル事業の実施概要》

- 【検討の主体】選定した地区のまちづくり協議会や、市、各種団体等で構成する公園区協議会（仮称）を設置する。
- 【検討の内容】公園区協議会（仮称）において、地域の実情やニーズを踏まえ、公園等のあり方、利活用や維持管理の方法や内容等について検討し、公園区計画として取りまとめを行う。
- 【検討の実現】公園区協議会（仮称）や地域の人々、団体が主体となり、地域のローカルルールの検討や利活用の実践など計画の実現をめざす。

モデル事業はまちづくり協議会をはじめとする地域の人々とともに取り組む。
⇒モデル事業を実施する地区の選定については次項（62ページ以降）を参照

(3) 留意点

資料6

○根拠の整理

- 公園区計画には、それを定める法令や条例等の根拠がなく、任意のものである
- ただし、公園区計画を定める地域主体の組織を、都市公園法（都市公園法第十七条の二）にもとづく「公園協議会」に位置づけることで一定の制度的根拠をもつことができる
- また、今後策定するパークマネジメント計画において、公園区計画の目的や役割を明記する

○計画内容に対する社会的合意の担保

- 公園区計画は、まちづくり協議会参加者など一部の人の意見にもとづいてのみ作成するのではなく、地域の広く多様な人々の意見や考えを踏まえ作成することが重要となる
- 計画内容の取りまとめが一定程度進んだ計画案などの段階で、その内容について地域の人々に意見を募るなど公園区内の人々の合意形成を行うことが重要となる

○計画検討段階からの予算感覚の共有

- 計画で定める利用や管理の内容によっては、まちづくり協議会や地域の人々等の費用負担を必要とする。計画の検討段階で、そうした費用の規模や資金確保の方法等について考慮していくことが重要となる
- 計画実現のため、地域が取り組む公園づくりの原資となる資金の確保については、有料イベントの開催、寄付等の資金募集、自動販売機設置による設置料徴収、アドプト制度による報奨金などの方法がある。こうした自主資金の確保を進めていくことが、地域主体の取組を自走化させるうえで重要となる
- 地域の公園等の役割や管理等に関する検討内容によっては、市による施設整備が行われることが望ましいケースもある。ただし、公園等の整備・管理予算が厳しい状況にあり、施設等整備について協力することができても予算措置に制限があることなど、本市による財政面の協力可能性とその制限について共有することが重要となる

モデル地区候補選定の方法（素案）

資料6別紙

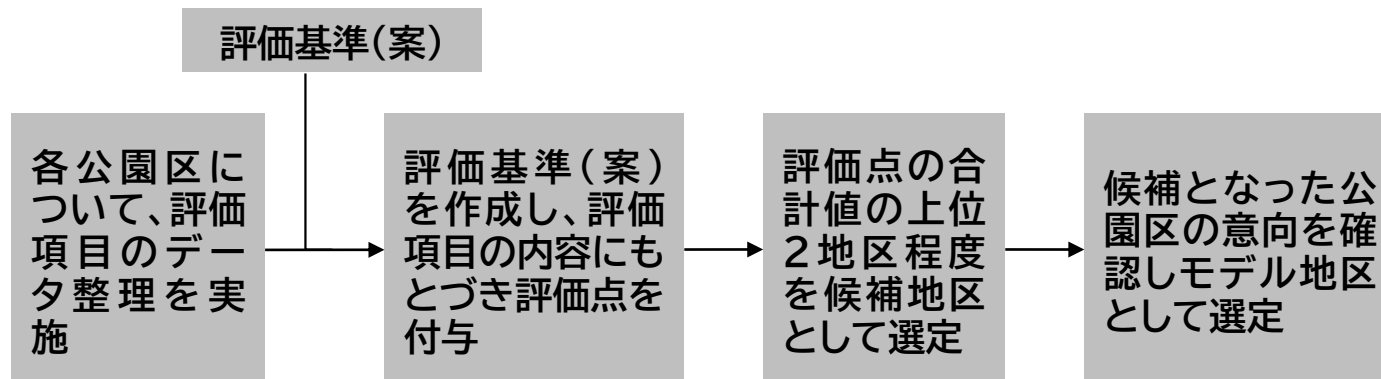
○基本的な考え方

- 公園区計画の作成は、地域の課題やニーズに対応し市民生活を支えるみどりのあり方を検討するものであるほか（目標像の設定）、地域の公園等や街路樹、その他緑地を一体的に検討し（包括的な課題抽出）、中～長期の市民協働を見据えた検討（実践に向けたプロセスや体制の検討）を行うことに特徴がある。
- モデル地区検討では、こうした考え方や特徴をもつ公園区計画の作成を通じ、地域の課題やニーズへの対応を図り、本市の公園等の抱える課題の解決を図り、めざすまちづくりへの貢献実現に向け、モデル的な検討を行う。

モデル地区選定 評価の流れ（案）

資料6別紙

- 各公園区の状況について、既存資料やアンケート調査結果を基に、上位関連計画における位置づけ（方針）、その地域に居住する市民の構成（地域特性）やニーズ（ニーズ評価）、公園の充足状況の評価項目別に情報の整理を行う。
- そのうえで、各評価項目について、宝塚市の都市づくりの目標等に対応した評価基準（案）を作成し、該当する場合に評価点を付与し、その合計値の上位2地区程度をモデル地区検討の候補とする。候補となった公園区（まちづくり協議会）の意向を確認したうえで、モデル地区として選定する。



モデル地区評価基準（案）

資料6別紙

- 本市では、市政の重点方針として、「子育て世代に選ばれる人にやさしいまち」を挙げている。
方針を効率的に推進する観点から、施策の対象となる子育て世代の継続的な居住を最重要項目に設定した。そのほか、本市の公園等が抱える課題の改善に向けた多面的な検討を行うため、小規模公園の構成割合、老朽化対応の必要性、子育て支援機能充実の必要性、公園アドプト団体の加入状況に関する項目を重要項目として位置づける。

区分	評価項目	設定の考え方	評価点（例）
最重要項目	子育て世代の継続的な居住	本市の重点的な施政方針等を効率的に推進するため	該当する場合、評価点5を付与
重要項目	小規模公園の有効活用が重要	公園利用上の課題の改善や公園間の機能分担など、既存公園の有効活用を図るため	該当する場合、評価点3を付与
	老朽化対応の必要性	老朽化した公園施設の安全性向上や計画的な更新を進めていくため	該当する場合、評価点3を付与
	子育て支援機能の充実の必要性	子どもや子育て層の公園利用上、機能充実の改善を図るため	該当する場合、評価点3を付与
	公園アドプト団体の加入状況	より多くの市民との協働の取組を通じモデル検討を実施するため	該当する場合、評価点3を付与
その他の項目	上記以外の評価項目		該当する場合、評価点1を付与

モデル地区評価基準（案）

資料6別紙

○評価項目案

※表中の**褐色**箇所は最重要項目、**薄緑**箇所は重要項目

No.	分野	評価項目	評価基準（例）
1	方針評価	みどりの基本計画における位置づけの有無	地域にみどりの拠点や緑化重点地区が位置づけられている。
2		地域防災計画における位置づけの有無	地区内に防災上のリスクが高いエリアが指定されている。（洪水浸水想定、土砂災害危険箇所）
3		立地適正化計画における位置づけの有無	地区の過半が都市機能誘導地域、居住機能誘導地域に指定されている。
4	地域特性評価	子育て世代の継続的な居住	地域には、将来的にも多くの子育て層の居住が見込まれる。（現住人口、住宅所有（持家/借家）関係等による）
5		高齢化傾向の継続	地域では、将来的にも高齢化傾向の継続が見込まれる。（現住人口、住宅所有（持家/借家）関係等による）
6		公園アドプト団体の加入状況	公園アドプト団体が加入する公園の割合が市の平均を上回る。
7		まちづくり協議会における関連計画・事業	地域ごとのまちづくり計画において公園を活用する計画や事業が策定されている。
8	ニーズ評価	日常的に公園を利用する市民の割合	日常的に公園を利用する住民の割合が市の平均を下回る。
9		公園の整備・管理の満足度	公園の整備・管理に関する満足度が市の平均を下回る。
10		ローカルルールへの要望	ローカルルールの検討を望む住民の割合が市の平均を上回る。
11		狭小公園の改善要望	狭小公園の使い勝手、状態等について改善を求める住民の割合が市の平均を上回る
12	充足状況評価	公園等の一人当り面積	公園等の地区人口一人当り面積が市の目標値を上回る。
13		誘致圏カバー状況	地区内の誘致圏カバー面積が市の平均（西谷地区を除いた平均）を上回る。
14		小規模公園の多さ	小規模公園（500㎡未満）による構成割合が市の平均を上回る。
15		老朽化対応の必要性	設置後の経過年数が長い公園による構成割合が市の平均を上回る。
16		子育て支援機能の充実の必要性	市域の中でも人口当りの遊具数が少なく、子育て支援機能の充実が必要
17	その他評価	市の管理する街路樹の有無	地区内に市の管理する街路樹があり、公園と街路樹の一体的な検討を行うことができる。

評価結果（案） 【概要】

資料6別紙

前項までの評価基準（案）、評価項目（案）にもとづき、各公園区の状況について評価を実施した。これによると、評価点の合計が最も高かったのが長尾公園区（合計23点）で、次いで宝塚公園区（合計22点）となり、これらがモデル地区検討の実施候補となる。

各公園区の評価点上位10地区（案）

※評価点合計による降順

順位	公園区名	順位	評価点合計	方針評価合計	地域特性評価合計	ニーズ評価合計	充足状況評価合計	その他評価
1	長尾	1	23	3	6	3	10	1
2	宝塚	2	22	3	6	3	9	1
3	西山	3	18	2	5	0	10	1
4	売布	3	18	3	2	2	10	1
5	良元	5	17	3	1	3	9	1
6	小浜	6	15	3	4	3	4	1
7	美座	6	15	3	5	1	5	1
8	中山台	6	15	3	5	1	5	1
9	末成	9	14	3	5	0	5	1
10	末広	9	14	3	1	1	8	1

評価の実施（仮）

【詳細】

資料6別紙

※実寸サイズの表は資料6別紙の5ページに掲載

各公園区の評価点（仮）

番号	公園区名	順位	評価点 合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
				方針評価			地域特性評価				ニーズ評価				充足状況評価					その他評価
				みどりの基本計画における位置づけの有無	地域防災計画における位置づけの有無	立地適正化計画における位置づけの有無	子育て世代の継続的な居住	高齢化傾向の継続	公園アドプト団体の加入状況	まちづくり協議会における関連計画・事業	日常的に公園を利用する市民の割合	公園の整備・管理の満足度	ローカルルールへの要望	狭小公園の改善要望	公園等の一人当たり面積	誘致園カパー状況	小規模公園の多さ	老朽化対応の必要性	子育て支援機能の充実の必要性	市の管理する街路樹の有無
				評価点1	評価点1	評価点1	評価点5	評価点1	評価点3	評価点1	評価点1	評価点1	評価点1	評価点1	評価点1	評価点1	評価点3	評価点3	評価点3	評価点1
1	仁川	13	12	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	3	1
2	高司	12	13	1	1	1	5	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1
3	良元	5	17	1	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	3	3	3	1
4	光明	19	8	1	1	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
5	未成	9	14	1	1	1	0	1	3	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	1
6	西山	3	18	0	1	1	0	1	3	1	0	0	0	0	0	1	3	3	3	1
7	未広	9	14	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	3	3	0	1
8	宝塚第一	13	12	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	3	1
9	逆瀬台	18	9	0	1	1	0	1	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
10	すみれガ丘	13	12	1	1	1	0	1	3	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1
11	宝塚	2	22	1	1	1	5	0	0	1	0	1	1	1	0	0	3	3	3	1
12	売布	3	18	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	3	3	3	1
13	小浜	6	15	1	1	1	0	0	3	1	0	1	1	1	0	1	3	0	0	1
14	美座	6	15	1	1	1	0	1	3	1	0	0	0	1	1	1	3	0	0	1
15	安倉	20	7	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
16	長尾	1	23	1	1	1	5	0	0	1	0	1	1	1	1	0	3	3	3	1
17	中山台	6	15	1	1	1	0	1	3	1	0	0	0	1	1	1	0	0	3	1
18	山本山手	16	11	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	3	0	1
19	長尾台	9	14	1	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	3	3	0	1
20	西谷	17	10	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	3	0	0	1

(3) 主な審議事項

**③街路樹管理計画の項目概要案、街路樹現況調査
の実施計画**

(資料7、8)

(3) 主な審議事項

③街路樹管理計画の項目概要案、街路樹現況調査の実施計画 (資料7、8)

■第1回作業部会における主なご意見（関係箇所抜粋）

《市民意見の反映》

- アンケートでは街路樹関連の設問があるが、管理計画に市民意見は盛り込まれないのか。

《シンボル路線の位置づけ》

- 市内にシンボリックな路線はあるのか。

《計画の表題》

- 「管理計画」とするのではなく「管理育成計画」や「適正化計画」とするような視点が必要ではないか。植え過ぎたものを無理に管理するのではなく、適度に間引きつつ、健全化を図るような取組が行われている自治体もある。

(3) 主な審議事項

③街路樹管理計画の項目概要案、街路樹現況調査の実施計画 (資料7、8)

■審議のポイント

- 街路樹管理計画の検討に向け、構成や内容イメージが適切であるか等の審議
- 特に、今後行う街路樹現況調査の考え方や調査方法について確認いただく

計画策定の背景と目的

資料7

○背景

- 本市では、植栽後40年以上の経過とともに大木化・老木化が進行してきており、それに伴い道路交通等の安全性や街路樹の倒伏等の危険性が増している。
- 人口減少傾向の継続が見込まれ、限られた財源のなかで、持続可能でより効率的な維持管理が求められる。



○目的

- 安全・安心な道路づくり、良好な都市景観の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定する。

本市における街路樹の現状

資料7

- 本市が管理している道路の内、街路樹（高中木）が植栽されている路線は276路線あり、**高木が約7 0 0 0本植栽**されている。
- 高木等は緑量確保を重点とした樹種が全国的に整備されており、本市においても、**ケヤキやサクラなど生長が早く、大木化する樹種が多く植栽**されてきた。



パークマネジメント計画との連携

資料7

- パークマネジメント計画（公園区計画）ならびに街路樹管理計画では、宝塚市全体や公園区等地域の公共空間におけるみどりのあり方について検討を行う。
- **街路樹管理計画**では、公園等におけるみどりのあり方と整合をとつつ、宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方について検討を行うことが重要となる。
- **パークマネジメント計画（公園区計画）**では、公園等の機能に着目した整備・再整備、維持管理や利活用のあり方のほか、公園樹（植栽）等の管理のあり方について検討を行う。

街路樹の機能と効果

資料7

- 街路樹には、下記の機能がある。

景観向上機能	街路樹による景観統合、みどりの良質な景観による調和
緑陰形成機能	緑陰等による快適空間の提供等
環境保全機能	気温の調整、温室効果ガスの吸収等
交通安全機能	視線の誘導等
防災機能等	火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等
コミュニティの醸成機能	街路樹管理等協働の取組を通じた市民の交流等



景観向上機能（景観統合・調和機能）



交通安全機能（視線誘導）

街路樹が抱える問題点

資料7

- 本市の街路樹は、植樹から長期間経っているものが多く、大木化・老木化が顕著にみられ、大木化による根上り等の歩道空間の安全性の低減や道路視認性の低減、老木化による倒木などのリスクの拡大などの課題がある。
- 近隣住民の高齢化や市民意識の変化により、市への落葉清掃要望は年々増加しており、そのような日常管理の問題など、道路空間において様々な問題を及ぼしている。



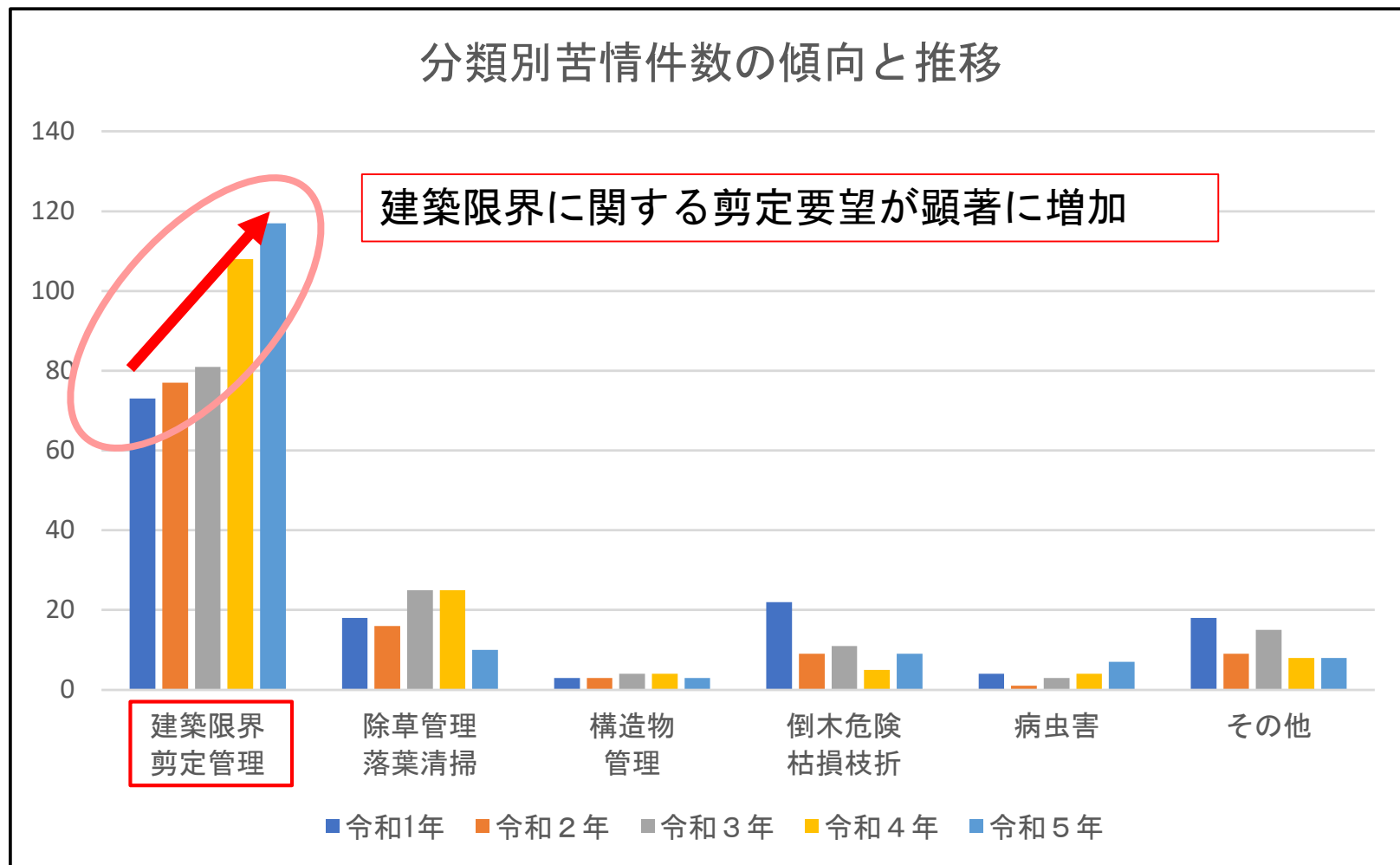
巨木化（植樹桝規格の限界）



根上り（歩行空間安全性低減）

本市における街路樹関連の申出件数 傾向と推移

資料7



本市における街路樹の管理内容

資料7

通常管理や日常点検、緊急時点検を実施している。

作業区分		管理内容	作業時期・頻度
通常管理	高木剪定	・ 不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・ 整姿および整枝剪定	毎年：1 4 路線 隔年：2 6 路線 その他：定期なし
	低木等剪定	・ 歩道および車道への突出枝の剪定 ・ 花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回
	病虫害防除	・ 薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて
	除草	・ 植栽桝、中央分離帯内を対象 ・ 付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象	年に2～4回
	落葉清掃	・ 歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・ 人力清掃を基本としている	適宜
	灌水	・ 晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象	夏季を中心に年5～10回を目安に適宜
	育成管理	・ 枯損樹木の伐採 ・ 施肥	適宜
日常点検		・ 要望・苦情による現場対応 ・ 枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施
緊急時点検		・ 台風等災害時の巡回 ・ 倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時

検討の視点

資料7

- 宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえながら、個々の道路空間の特性やシンボル路線等の各路線の位置づけを踏まえ、整備・管理を行うことを基本とする。
- その際、地域の実情のほか、地域の公園等と街路樹のあり方の一体的な検討を行うことが重要となる。
- 土地利用が密で公園等のみどりの量が少ない地域においては、その重要性を踏まえた整備・管理を行うことが望ましいといったことが考えられる。

今後の審議会で検討する項目（案）

資料7

3 街路樹管理計画

- 3－1 街路樹管理の方向性
 - 3－1－1 管理目標と基本方針
 - 3－1－2 期待される効果

4 整備基準

- 4－1 歩道幅員別整備基準
- 4－2 植栽位置・植栽間隔
 - 4－2－1 一般部・交差点部の配置
 - 4－2－2 通行の支障となる街路樹
 - 4－2－3 過密化した街路樹
 - 4－2－4 補植や選択的伐採・樹種転換
- 4－3 適切な樹種選定

5 維持管理基準

- 5－1 目標樹形の設定
- 5－2 点検・診断および改善処置
- 5－3 市民協働による維持管理（道路アドプト・緑化団体）
- 5－4 市民協働による街路樹管理ルール

6 街路樹の再整備と事業実施効果

- 6－1 再整備の概要
 - 6－1－1 再整備計画
 - 6－1－2 再整備等の実施工程
- 6－2 事業実施効果
- 6－3 今後の進め方

街路樹現況調査の方法（案）

資料8

- 宝塚市が管理する街路樹の中から、課題等を抱える路線を抽出し、次項に列挙した樹木調査項目について現地でサンプル調査を実施する。
- 調査結果は、机上作業で定量的な分析を行い、健全度、精密診断の必要性、剪定処置の必要性等の判定を行う。

街路樹現況調査の調査項目（案）

資料8

①道路構造調査項目 【標準部を対象に現地計測】

- ・車道幅員（車線数）
- ・歩道幅員
- ・有効歩道幅員
- ・植樹桝配置（標準縦断間隔、単独・連続及び 保護材、マルチング等の有無）
- ・植樹桝形状（有効内寸）

③診断結果の判定 【机上作業】

- ・診断判定
- ・精密診断必要の有無
- ・剪定処置必要性の有無

②樹木調査項目 【現地でサンプル調査】

《基礎情報》位置情報の入力、樹高・幹周の計測

- ・街路樹NoteのGPS機能により位置情報を入力する
- ・樹高（m）
- ・幹周（cm）
- ・枝張（m）縦断方向

《診断項目》

- ア. 生育状況は良いか
- イ. 樹形は良いか
- ウ. 樹皮枯死・腐朽は無い
- エ. 開口空洞は無い
- オ. キノコは発生していない
- カ. 樹幹は傾斜していない
- キ. 幹の揺れはない
- ク. 枯枝は無い
- ケ. 病害虫は発生していない
- コ. 建築限界超えをしていない
- サ. 根上りは無い

（４）関連事項

①都市計画見直しガイドライン（案）の構成方針 (資料9)

(4) 関連事項

① 都市計画見直しガイドライン（案）の構成方針（資料9）

■第1回作業部会における主なご意見

（※内容の修正等が必要な指摘事項なし）

■審議のポイント

- ・ 各項目の具体的検討に向け、構成や内容イメージが適切である等の審議

都市計画公園見直しガイドライン（案）作成の背景

資料9

- 宝塚市（以下、「本市」とする。）では、都市計画決定されている公園緑地のうち、16公園緑地317.6haが未整備（部分開設含む）となっていて、いずれも計画決定後50年以上経過しています。そうした未整備箇所は、民有地など非公有地であるところが多くを占めており、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課している状態となっています。
- 計画決定後の時間経過において、本市全体としては公園緑地の整備が進展した一方、人口減少、少子高齢化の傾向がみられ、そうした傾向は今後も続くことが見込まれます。そのため、公園緑地に対する需要の縮小が見込まれる一方、税収が減少する可能性があり、未整備箇所の中には、整備の必要性、実現性が低下していくところがあると考えられます。
- これらのことから、長期未整備の都市計画公園・緑地について都市計画の検証を行い、長期の権利制限等の課題対応に努めるほか、計画を継続するものについては明確に都市計画公園としての必要性を示すことで、行政としての説明責任を果たし、必要な公園緑地の早期確保に努める必要があります。

都市計画公園・緑地・・・都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画でその区域が定められている公園、緑地をそれぞれ都市計画公園、都市計画緑地としています

ガイドラインの位置づけと対象

資料9

○ガイドラインの位置づけ

本市では、未整備の都市計画公園・緑地について、計画内容や対象公園を取り巻く周辺環境等の評価を行う手順や基準など計画見直しの実施指針である「都市計画公園見直しガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を策定し、都市計画公園・緑地のうち長期にわたり未整備状態が続いている箇所の見直しに向けた取組を進めます。

○ガイドラインの対象

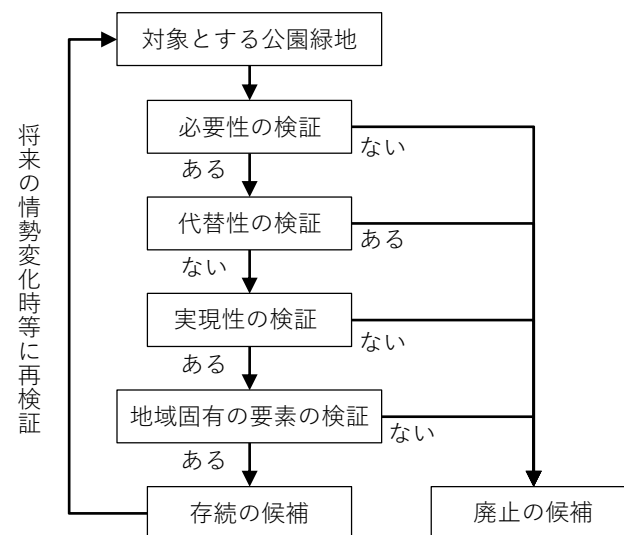
見直しの対象とするのは、一部未整備もしくは全体未整備の都市計画公園・緑地のうち、概ね10年以内の事業計画が示されていないものとします。

ガイドラインの基本方針

資料9

- ① 対象とする公園緑地について、その**必要性**、**代替性**、**実現性**等を検証します。
- ② 検証の結果、「必要性があるとはいえない」、または「必要性があるものの代替性がある」のいずれかに該当する公園緑地は、「廃止」（一部廃止を含む。以下同じ。）候補とし、都市計画の廃止・変更に向けた検討を行うものとしします。
- ③ 必要性がある、かつ、代替性がないものの計画の実現が困難な公園緑地については、個々の公園緑地の実情と特性に応じた地域固有の要素による検証を行い、「廃止」候補または「存続」を判断し、廃止候補について都市計画の廃止・変更に向けた検討を行うものとしします。一方、存続候補について整備実現に向けた検討を行うものとしします。

対象とする公園緑地の計画に対する検証の流れ

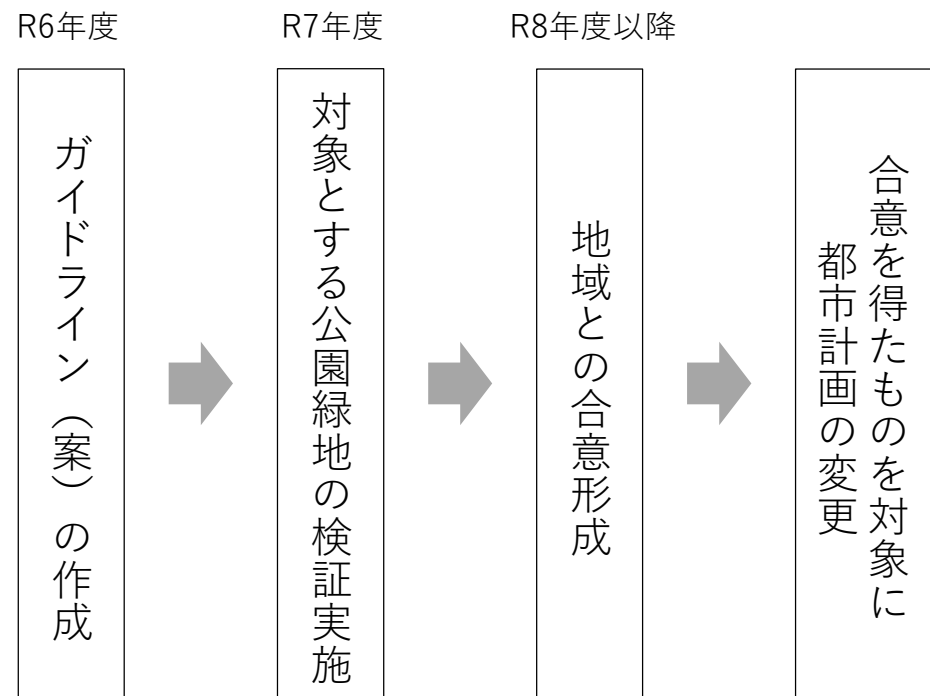


都市計画公園見直しの進め方

資料9

ガイドラインの作成から検証実施、地域との合意形成、都市計画の変更は概ね次の流れで実施することを想定しています。

都市計画公園の見直しの流れ



(4) 関連事項

②公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針 (資料10)

(4) 関連事項

② 公園及び街路樹の包括管理業務委託の検討方針

(資料10)

■第1回作業部会における主なご意見

(※内容の修正等が必要な指摘事項なし)

■審議のポイント

- ・ 各項目の具体的検討に向け、構成や内容イメージが適切である等の審議

包括管理業務委託の概要と関連する課題

資料10

○包括管理業務委託とは

包括管理業務委託とは、公共施設の管理・運営を受託した事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に実施できるよう、従来、個別に委託していた複数の業務や施設などを複数年度にわたり包括的に委託することを意味します

○宝塚市の公園及び街路樹維持管理の課題

宝塚市（以下、「市」という。）が管理する公園緑地や街路樹等では、施設の老朽化や樹木の大径化に伴う管理負荷が拡大してきており、今後もその傾向が長期的に継続することが見込まれます。しかし、予算が限られていることから、健全な樹形形成を意識した維持管理ができず、数年に一度強剪定を行っている状況です。

そのため、市では公園緑地や街路樹等の維持管理水準の向上、管理体制の充実、関連業務の効率化及びより質の高い市民サービスを提供することを目的に、公園及び街路樹の包括管理業務委託の導入に向けた検討を行っています。

包括管理業務委託について期待する効果

資料10

- ・ 維持管理業務の包括化により、公園及び街路樹の管理水準の向上、業務の効率化が期待できる。
- ・ 受託者では、複数年度にわたる業務規模ならびに裁量範囲の拡大により、スケールメリットの発揮によるコストの縮減、計画的な業務実施、創意工夫やノウハウ発揮によるサービス水準の向上等が期待される。
- ・ うち、街路樹については、継続的に維持管理を委託することで、樹形を意識した剪定を行いやすい。
- ・ 維持管理業務効率化に伴う、行政事務負担を含めたトータルコストの軽減などが期待できる。
- ・ 窓口対応を包括管理の業務に含める場合は、不具合等の通報から対応までの所要時間の短縮を期待できる。

包括管理業務委託の当初イメージ

資料10

包括管理業務委託の具体的内容は今後検討を進める方針ですが、検討の素案として、対象施設、業務範囲は次のイメージを持っています。

《対象とする施設》

- 公園緑地等（都市公園、都市緑地）
- 街路樹
- 開発残存緑地
- 道路緑地

《対象とする業務》

- 公園緑地等の除草、清掃、公園樹の剪定・伐採、園内巡回（施設目視確認等）
- 街路樹の剪定・伐採
- 開発残存緑地の除草、清掃、剪定
- 市民との窓口業務

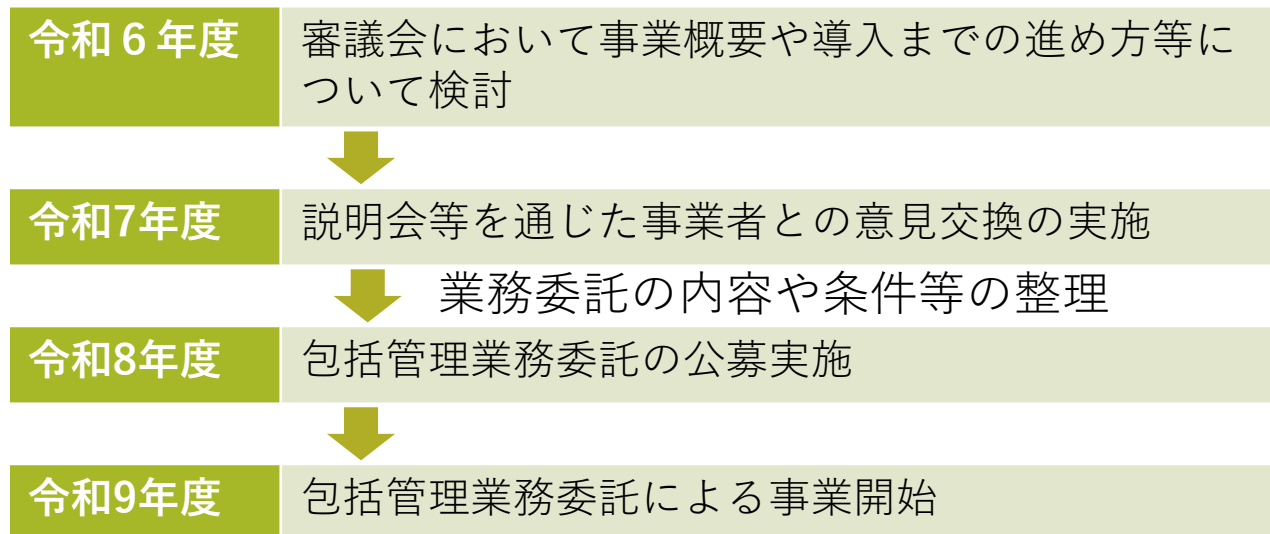
今後の検討方針

資料10

今後（令和6年度）、宝塚市パークマネジメント計画等審議会において、包括管理業務委託の事業概要や導入までの進め方等について検討を行う方針です。

その後、令和7年度に説明会等を通じた事業者との意見交換を行い、その結果を踏まえた業務委託の内容や条件等の整理を行い、令和8年度の公募実施、令和9年度の包括管理業務委託開始をめざしています。

今後の検討方針



説明資料は以上でございます。
ご清聴ありがとうございました。